

5-1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

各調査項目ごとに、現況把握、予測結果、影響の分析結果のまとめを表5-1-1～表5-1-6に示す。

各調査項目については、「影響の回避または低減に係る分析」及び「生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析」とも満足しており、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされていると評価した。

表5-1-1 大気質調査結果のまとめ(その1)

環境要因		結果の概要																																																																																																																																												
埋立作業 破碎施設の 稼働	現況 把握	<p>現地調査は、計画区域の敷地境界線4地点で、粉じん(SPM)、石綿について年4回行った。その結果を下表に示す。</p> <p>全ての項目で環境基準以下、また、目標値以下となっている。</p> <p style="text-align: center;">粉じん調査結果 単位:mg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="3">春調査</th> <th colspan="3">夏調査</th> <th colspan="3">秋調査</th> <th colspan="3">冬調査</th> <th colspan="3">年間</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th> <th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th> <th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th> <th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th> <th>最大値</th><th>最小値</th><th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>0.046</td><td>0.024</td><td>0.031</td> <td>0.026</td><td>0.014</td><td>0.020</td> <td>0.026</td><td>0.004</td><td>0.018</td> <td>0.019</td><td>0.003</td><td>0.010</td> <td>0.046</td><td>0.003</td><td>0.020</td> <td rowspan="4">1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下かつ1時間値が0.20mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>0.041</td><td>0.021</td><td>0.032</td> <td>0.038</td><td>0.010</td><td>0.023</td> <td>0.021</td><td>0.003</td><td>0.015</td> <td>0.054</td><td>0.008</td><td>0.025</td> <td>0.054</td><td>0.003</td><td>0.024</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>0.045</td><td>0.015</td><td>0.027</td> <td>0.026</td><td>0.014</td><td>0.021</td> <td>0.024</td><td>0.008</td><td>0.018</td> <td>0.017</td><td>0.003</td><td>0.008</td> <td>0.045</td><td>0.003</td><td>0.019</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>0.051</td><td>0.018</td><td>0.031</td> <td>0.025</td><td>0.017</td><td>0.020</td> <td>0.023</td><td>0.008</td><td>0.014</td> <td>0.016</td><td>0.001</td><td>0.007</td> <td>0.051</td><td>0.001</td><td>0.018</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注1) 1日24時間の7日間連続調査の結果であり、各値は1日平均値を示す。 2) SPM(浮遊粒子状物質)とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径10μm以下のものをいう。 3) 春調査は、降雨のため5.17~5.18は欠測とし、1日延長した。</p> <p style="text-align: center;">石綿調査結果 単位:本/L</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th>春調査</th> <th>夏調査</th> <th>秋調査</th> <th>冬調査</th> <th rowspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>H21.5.14</th> <th>H21.8.19</th> <th>H21.11.5</th> <th>H22.1.27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td rowspan="4">10</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注1) アスベストモニタリングマニュアル(第3版)に基づく1日4時間の調査結果である。 2) 定量下限値は、アスベストモニタリングマニュアル(第3版)に従い、0.06本/Lとした。 3) 目標値は「大気汚染防止法施行規則 第16条の2」の敷地協会基準を参考までに記載した。</p>													調査地点	春調査			夏調査			秋調査			冬調査			年間			環境基準	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	No.1	0.046	0.024	0.031	0.026	0.014	0.020	0.026	0.004	0.018	0.019	0.003	0.010	0.046	0.003	0.020	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	No.2	0.041	0.021	0.032	0.038	0.010	0.023	0.021	0.003	0.015	0.054	0.008	0.025	0.054	0.003	0.024	No.3	0.045	0.015	0.027	0.026	0.014	0.021	0.024	0.008	0.018	0.017	0.003	0.008	0.045	0.003	0.019	No.4	0.051	0.018	0.031	0.025	0.017	0.020	0.023	0.008	0.014	0.016	0.001	0.007	0.051	0.001	0.018	調査地点	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	目標値	H21.5.14	H21.8.19	H21.11.5	H22.1.27	No.1	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	10	No.2	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	No.3	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	No.4	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満
		調査地点	春調査			夏調査			秋調査			冬調査				年間			環境基準																																																																																																																											
			最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値																																																																																																																													
		No.1	0.046	0.024	0.031	0.026	0.014	0.020	0.026	0.004	0.018	0.019	0.003	0.010	0.046	0.003	0.020	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下																																																																																																																												
No.2	0.041	0.021	0.032	0.038	0.010	0.023	0.021	0.003	0.015	0.054	0.008	0.025	0.054	0.003	0.024																																																																																																																															
No.3	0.045	0.015	0.027	0.026	0.014	0.021	0.024	0.008	0.018	0.017	0.003	0.008	0.045	0.003	0.019																																																																																																																															
No.4	0.051	0.018	0.031	0.025	0.017	0.020	0.023	0.008	0.014	0.016	0.001	0.007	0.051	0.001	0.018																																																																																																																															
調査地点	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	目標値																																																																																																																																									
	H21.5.14	H21.8.19	H21.11.5	H22.1.27																																																																																																																																										
No.1	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	10																																																																																																																																									
No.2	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満																																																																																																																																										
No.3	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満																																																																																																																																										
No.4	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満																																																																																																																																										
廃棄物運搬 車両の走行		<p>搬入ルート的主要地方道浜北三ヶ日線沿いで二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)について年4回行った。</p> <p>その結果を下表に示す。全ての項目で環境基準以下となっている。</p> <p style="text-align: center;">二酸化窒素調査結果 単位:ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>1時間値 (最小~最大)</th> <th>1日平均値 (最小~最大)</th> <th>期間平均値 (1日平均値の平均)</th> <th>年平均値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春調査</td> <td>0.001~0.010</td> <td>0.001~0.005</td> <td>0.003</td> <td rowspan="4">0.004</td> <td rowspan="4">1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>夏調査</td> <td>0.000~0.011</td> <td>0.001~0.005</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>秋調査</td> <td>0.001~0.016</td> <td>0.003~0.005</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>冬調査</td> <td>0.001~0.015</td> <td>0.003~0.006</td> <td>0.004</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注) 調査期間は以下のとおりである。 ・春調査:平成21年 5月11日~平成21年 5月17日 ・夏調査:平成21年 8月 3日~平成21年 8月 9日 ・秋調査:平成21年11月 4日~平成21年11月10日 ・冬調査:平成22年 1月23日~平成22年 1月29日</p> <p style="text-align: center;">浮遊粒子状物質調査結果 単位:mg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>1時間値 (最小~最大)</th> <th>1日平均値 (最小~最大)</th> <th>期間平均値 (1日平均値の平均)</th> <th>年平均値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春調査</td> <td>0.000~0.083</td> <td>0.014~0.050</td> <td>0.026</td> <td rowspan="4">0.019</td> <td rowspan="4">1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下</td> </tr> <tr> <td>夏調査</td> <td>0.000~0.060</td> <td>0.013~0.032</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td>秋調査</td> <td>0.000~0.131</td> <td>0.008~0.030</td> <td>0.021</td> </tr> <tr> <td>冬調査</td> <td>0.000~0.030</td> <td>0.007~0.013</td> <td>0.010</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注) 調査期間は以下のとおりである。 ・春調査:平成21年 5月11日~平成21年 5月17日 ・夏調査:平成21年 8月 3日~平成21年 8月 9日 ・秋調査:平成21年11月 4日~平成21年11月10日 ・冬調査:平成22年 1月23日~平成22年 1月29日</p>													調査時期	1時間値 (最小~最大)	1日平均値 (最小~最大)	期間平均値 (1日平均値の平均)	年平均値	環境基準	春調査	0.001~0.010	0.001~0.005	0.003	0.004	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでゾーン内又はそれ以下	夏調査	0.000~0.011	0.001~0.005	0.003	秋調査	0.001~0.016	0.003~0.005	0.005	冬調査	0.001~0.015	0.003~0.006	0.004	調査時期	1時間値 (最小~最大)	1日平均値 (最小~最大)	期間平均値 (1日平均値の平均)	年平均値	環境基準	春調査	0.000~0.083	0.014~0.050	0.026	0.019	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	夏調査	0.000~0.060	0.013~0.032	0.020	秋調査	0.000~0.131	0.008~0.030	0.021	冬調査	0.000~0.030	0.007~0.013	0.010																																																																																
		調査時期	1時間値 (最小~最大)	1日平均値 (最小~最大)	期間平均値 (1日平均値の平均)	年平均値	環境基準																																																																																																																																							
		春調査	0.001~0.010	0.001~0.005	0.003	0.004	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでゾーン内又はそれ以下																																																																																																																																							
		夏調査	0.000~0.011	0.001~0.005	0.003																																																																																																																																									
秋調査	0.001~0.016	0.003~0.005	0.005																																																																																																																																											
冬調査	0.001~0.015	0.003~0.006	0.004																																																																																																																																											
調査時期	1時間値 (最小~最大)	1日平均値 (最小~最大)	期間平均値 (1日平均値の平均)	年平均値	環境基準																																																																																																																																									
春調査	0.000~0.083	0.014~0.050	0.026	0.019	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下																																																																																																																																									
夏調査	0.000~0.060	0.013~0.032	0.020																																																																																																																																											
秋調査	0.000~0.131	0.008~0.030	0.021																																																																																																																																											
冬調査	0.000~0.030	0.007~0.013	0.010																																																																																																																																											

表5-1-1 続き(その2)

環境要因	結果の概要																									
埋立作業	予測結果	埋立作業により発生した粉じん及び石綿が周辺に及ぼす影響は、類似施設(最終処分場)で埋立作業により発生した粉じん、石綿濃度をそれぞれ調査し、その結果を基に予測した。 類似施設調査の結果を基に、埋立作業時の粉じんの最大濃度は風下50mの地点で0.089mg/m ³ 、石綿は敷地境界線で0.06本/L未満と予測した。																								
	基準値	<ul style="list-style-type: none"> 粉じん <ul style="list-style-type: none"> ○環境基準：浮遊粒子状物質：1時間値が0.20mg/m³以下 石綿 <ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染防止法施行規則第16条の2：敷地境界基準10本/L以下 																								
	影響の回避または低減に係る分析	以下に示す粉じん、石綿飛散防止対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 粉じん、石綿の飛散防止対策(埋立作業)																								
	生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目(単位)</th> <th>現況値(最小値～最大値)</th> <th>増加濃度</th> <th>予測結果(最小値～最大値)</th> <th>保全上の目標</th> <th>分析結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん(mg/m³)</td> <td>0.003～0.054</td> <td>0.035</td> <td>0.038～0.089</td> <td>0.20</td> <td>予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目(単位)</th> <th>現況値</th> <th>予測結果</th> <th>保全上の目標</th> <th>分析結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿(本/L)</td> <td>0.06未満</td> <td>0.06未満</td> <td>10</td> <td>予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。</td> </tr> </tbody> </table>				予測項目(単位)	現況値(最小値～最大値)	増加濃度	予測結果(最小値～最大値)	保全上の目標	分析結果	粉じん(mg/m ³)	0.003～0.054	0.035	0.038～0.089	0.20	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。	予測項目(単位)	現況値	予測結果	保全上の目標	分析結果	石綿(本/L)	0.06未満	0.06未満	10
予測項目(単位)	現況値(最小値～最大値)	増加濃度	予測結果(最小値～最大値)	保全上の目標	分析結果																					
粉じん(mg/m ³)	0.003～0.054	0.035	0.038～0.089	0.20	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。																					
予測項目(単位)	現況値	予測結果	保全上の目標	分析結果																						
石綿(本/L)	0.06未満	0.06未満	10	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。																						
維持管理目標	調査計画と維持管理目標値(埋立作業)																									
調査計画	調査項目	粉じん		石綿																						
	調査場所	敷地境界線2地点(風上、風下)		発生源1地点及び風下の敷地境界線2地点																						
	調査回数	年1回		年4回																						
	維持管理目標値	0.2mg/m ³ 以下※		1本/L以下																						
注1) ※：浮遊粒子状物質(大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。)を対象とする。 2) 測定結果は、浜松市に報告する。																										
維持管理目標(埋立作業)																										
①粉じん <ul style="list-style-type: none"> GPS等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が1箇所に集中することを避け、特定箇所からの粉じん発生を防止する。 強風時(風速5.5m/s以上)には、十分な散水の対策を実施する。風速の判断は、風速計及び埋立地内に設置した吹き流しの角度から風速を確認する。 効率の良い作業により埋立作業時間を短縮する。 飛散しやすい廃棄物の埋立時には、散水や定期的な覆土を行うことによる飛散流出を防止する。 ②石綿 <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有廃棄物処理等処理マニュアル(平成19年3月環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部)に沿った処分方法を遵守する。また、今後法令やマニュアルが変更された場合、それに準じた処分方法を遵守する。 廃石綿等の埋立にあたっては、大気中に飛散しないよう耐水性の材料で二重梱包した状態で埋立を行うと共に、埋立終了後には、15cm以上の覆土を即日行う。 																										

表5-1-1 続き(その3)

環境要因	結果の概要																																	
廃棄物運搬車両の走行 予測結果	廃棄物運搬車両の走行の影響予測は、拡散式を用いて予測した。その結果は以下のとおりである。 予測結果 <table border="1" data-bbox="478 336 1356 582"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測項目 (単位)</th> <th>現況値</th> <th>濃度増加</th> <th colspan="2">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二酸化窒素 (ppm)</td> <td>道路東側</td> <td>0.000</td> <td>0.000573</td> <td colspan="2">0.000573~0.016573</td> </tr> <tr> <td>道路西側</td> <td>0.016</td> <td>0.000647</td> <td colspan="2">0.000647~0.016647</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>道路東側</td> <td>0.000</td> <td>0.000058</td> <td colspan="2">0.000058~0.131058</td> </tr> <tr> <td>道路西側</td> <td>0.131</td> <td>0.000065</td> <td colspan="2">0.000065~0.131065</td> </tr> </tbody> </table>						予測項目 (単位)		現況値	濃度増加	予測結果		二酸化窒素 (ppm)	道路東側	0.000	0.000573	0.000573~0.016573		道路西側	0.016	0.000647	0.000647~0.016647		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	道路東側	0.000	0.000058	0.000058~0.131058		道路西側	0.131	0.000065	0.000065~0.131065	
予測項目 (単位)		現況値	濃度増加	予測結果																														
二酸化窒素 (ppm)	道路東側	0.000	0.000573	0.000573~0.016573																														
	道路西側	0.016	0.000647	0.000647~0.016647																														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	道路東側	0.000	0.000058	0.000058~0.131058																														
	道路西側	0.131	0.000065	0.000065~0.131065																														
基準値	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ○中央公害対策審議会の短期暴露指針値：1時間値が0.1ppm以下 ・浮遊粒子状物質 ○環境基準：1時間値が0.20mg/m³以下 																																	
影響の回避または低減に係る分析	以下に示す大気汚染防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 大気汚染防止対策(廃棄物運搬車両の走行) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・廃棄物運搬車両の整備点検を十分行う。 ・定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。 ・車体及びタイヤの洗浄を確実に実施する。 																																	
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	<table border="1" data-bbox="446 1220 1404 1590"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測項目 (単位)</th> <th>現況値</th> <th>濃度増加</th> <th>予測結果</th> <th>保全上の目標</th> <th>分析結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二酸化窒素 (ppm)</td> <td>道路東側</td> <td>0.000</td> <td>0.000573</td> <td>0.000573~0.016573</td> <td rowspan="2">0.1以下</td> <td rowspan="4">予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。</td> </tr> <tr> <td>道路西側</td> <td>0.016</td> <td>0.000647</td> <td>0.000647~0.016647</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>道路東側</td> <td>0.000</td> <td>0.000058</td> <td>0.000058~0.131058</td> <td rowspan="2">0.20以下</td> </tr> <tr> <td>道路西側</td> <td>0.131</td> <td>0.000065</td> <td>0.000065~0.131065</td> </tr> </tbody> </table>						予測項目 (単位)		現況値	濃度増加	予測結果	保全上の目標	分析結果	二酸化窒素 (ppm)	道路東側	0.000	0.000573	0.000573~0.016573	0.1以下	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。	道路西側	0.016	0.000647	0.000647~0.016647	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	道路東側	0.000	0.000058	0.000058~0.131058	0.20以下	道路西側	0.131	0.000065	0.000065~0.131065
予測項目 (単位)		現況値	濃度増加	予測結果	保全上の目標	分析結果																												
二酸化窒素 (ppm)	道路東側	0.000	0.000573	0.000573~0.016573	0.1以下	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。																												
	道路西側	0.016	0.000647	0.000647~0.016647																														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	道路東側	0.000	0.000058	0.000058~0.131058	0.20以下																													
	道路西側	0.131	0.000065	0.000065~0.131065																														
維持管理目標	維持管理目標(廃棄物運搬車両の走行) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・廃棄物運搬車両の整備点検を十分行う。 ・定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。 																																	

表5-1-1 続き(その4)

環境要因		結果の概要															
破砕処理施設の稼働	予測結果	破砕処理施設の稼働の影響予測は、拡散式を用いて予測した。その結果、最大濃度は、破砕処理施設より風下110mで0.045794mg/m ³ と予測される。 粉じん予測結果															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>現況値(最小値～最大値)</th> <th>増加濃度</th> <th colspan="2">予測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん(mg/m³)</td> <td>0.003～0.045</td> <td>0.000794</td> <td colspan="2">0.003794～0.045794</td> </tr> </tbody> </table>				予測項目	現況値(最小値～最大値)	増加濃度	予測結果		粉じん(mg/m ³)	0.003～0.045	0.000794	0.003794～0.045794			
	予測項目	現況値(最小値～最大値)	増加濃度	予測結果													
	粉じん(mg/m ³)	0.003～0.045	0.000794	0.003794～0.045794													
基準値	・浮遊粒子状物質 ○環境基準：1時間値が0.20mg/m ³ 以下																
影響の回避または低減に係る分析	以下に示す粉じん飛散防止対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 粉じん飛散防止対策(破砕処理施設の稼働) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破砕処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破砕処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等粉じんが発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・破砕作業は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行い粉じんの飛散・流出を抑制する。 </div>																
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目(単位)</th> <th>現況値(最小値～最大値)</th> <th>増加濃度</th> <th>予測結果(最小値～最大値)</th> <th>保全上の目標</th> <th>分析結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん(mg/m³)</td> <td>0.003～0.045</td> <td>0.000794</td> <td>0.003794～0.045794</td> <td>0.20</td> <td>予測結果が目標値以下であるため、整合性は確保できると評価した。</td> </tr> </tbody> </table>					予測項目(単位)	現況値(最小値～最大値)	増加濃度	予測結果(最小値～最大値)	保全上の目標	分析結果	粉じん(mg/m ³)	0.003～0.045	0.000794	0.003794～0.045794	0.20	予測結果が目標値以下であるため、整合性は確保できると評価した。
予測項目(単位)	現況値(最小値～最大値)	増加濃度	予測結果(最小値～最大値)	保全上の目標	分析結果												
粉じん(mg/m ³)	0.003～0.045	0.000794	0.003794～0.045794	0.20	予測結果が目標値以下であるため、整合性は確保できると評価した。												

維持管理目標	調査計画と維持管理目標値(破砕処理施設の稼働)	
	調査項目	粉じん
	調査場所	破砕処理施設周辺敷地境界線2地点(風上、風下)
	調査回数	年1回
	維持管理目標値	0.2mg/m ³ 以下※
注1) ※：浮遊粒子状物質(大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。)を対象とする。 2) 測定結果は、浜松市に報告する。		
維持管理目標(破砕処理施設の稼働)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破砕処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破砕処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等粉じんが発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・破砕作業は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行い粉じんの飛散・流出を抑制する。 </div>		

表5-1-2 騒音調査結果のまとめ(その1)

環境要因	結果の概要																																																																																																																																																																															
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	現況把握	<p>現地調査は、計画区域の敷地境界線4地点で、騒音レベルについて年4回調査を行った。その結果は以下のとおりである。</p> <p>現況把握の結果(等価騒音レベル(L_{Aeq})) 単位：dB(A)</p> <table border="1" data-bbox="550 380 1316 660"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th>春調査</th> <th>夏調査</th> <th>秋調査</th> <th>冬調査</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>H21. 5. 20~21</th> <th>H21. 8. 11~12</th> <th>H21. 10. 27~28</th> <th>H22. 2. 3~4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1</td> <td>昼間(6時~22時)</td> <td>39</td> <td>51</td> <td>47</td> <td>50</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>38</td> <td>34</td> <td>31</td> <td>38</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td> <td>昼間(6時~22時)</td> <td>43</td> <td>60</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>42</td> <td>48</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.3</td> <td>昼間(6時~22時)</td> <td>48</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>48</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>43</td> <td>45</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.4</td> <td>昼間(6時~22時)</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>49</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>54</td> <td>48</td> <td>37</td> <td>33</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 調査地点は、騒音に係る環境基準(一般地域)の「B地域」に該当する。 2) 環境基準の評価値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})である。 3) 太線の欄は、環境基準を超過していることを示す。</p> <p>現況把握の結果(時間率騒音レベル(L_{A5})) 単位：dB(A)</p> <table border="1" data-bbox="550 761 1316 1254"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th>春調査</th> <th>夏調査</th> <th>秋調査</th> <th>冬調査</th> <th rowspan="2">規制基準</th> </tr> <tr> <th>H21. 5. 20~21</th> <th>H21. 8. 11~12</th> <th>H21. 10. 27~28</th> <th>H22. 2. 3~4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">No.1</td> <td>昼間(8時~18時)</td> <td>42</td> <td>53</td> <td>49</td> <td>52</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夕(18時~22時)</td> <td>37</td> <td>48</td> <td>46</td> <td>44</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>36</td> <td>34</td> <td>33</td> <td>38</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>朝(6時~8時)</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>39</td> <td>42</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">No.2</td> <td>昼間(8時~18時)</td> <td>45</td> <td>61</td> <td>46</td> <td>52</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夕(18時~22時)</td> <td>44</td> <td>56</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>32</td> <td>40</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>朝(6時~8時)</td> <td>46</td> <td>58</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">No.3</td> <td>昼間(8時~18時)</td> <td>50</td> <td>56</td> <td>51</td> <td>50</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夕(18時~22時)</td> <td>48</td> <td>50</td> <td>52</td> <td>40</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>37</td> <td>36</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>朝(6時~8時)</td> <td>53</td> <td>54</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">No.4</td> <td>昼間(8時~18時)</td> <td>54</td> <td>57</td> <td>53</td> <td>50</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>夕(18時~22時)</td> <td>56</td> <td>50</td> <td>47</td> <td>39</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時~6時)</td> <td>54</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>33</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>朝(6時~8時)</td> <td>53</td> <td>56</td> <td>48</td> <td>43</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 調査地点は、騒音に係る規制基準の「第2種区域」に該当する。 2) 工場騒音(規制基準)の評価値は、変動騒音の場合90%レンジ上端値(L_{A5})である。 3) 太線の欄は、規制基準を超過していることを示す。</p> <p>その結果、春~秋調査において環境基準及び工場騒音の規制基準を越える地点があったが、これは道路工事の作業音(No. 4)、カエルやセミの鳴き声、風の音、草木の揺れる音による影響を受けているためである。</p>	調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準	H21. 5. 20~21	H21. 8. 11~12	H21. 10. 27~28	H22. 2. 3~4	No.1	昼間(6時~22時)	39	51	47	50	55	夜間(22時~6時)	38	34	31	38	45	No.2	昼間(6時~22時)	43	60	44	50	55	夜間(22時~6時)	42	48	30	40	45	No.3	昼間(6時~22時)	48	55	50	48	55	夜間(22時~6時)	43	45	36	35	45	No.4	昼間(6時~22時)	56	55	50	49	55	夜間(22時~6時)	54	48	37	33	45	調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	規制基準	H21. 5. 20~21	H21. 8. 11~12	H21. 10. 27~28	H22. 2. 3~4	No.1	昼間(8時~18時)	42	53	49	52	55	夕(18時~22時)	37	48	46	44	50	夜間(22時~6時)	36	34	33	38	45	朝(6時~8時)	40	45	39	42	50	No.2	昼間(8時~18時)	45	61	46	52	55	夕(18時~22時)	44	56	44	44	50	夜間(22時~6時)	44	48	32	40	45	朝(6時~8時)	46	58	39	44	50	No.3	昼間(8時~18時)	50	56	51	50	55	夕(18時~22時)	48	50	52	40	50	夜間(22時~6時)	45	45	37	36	45	朝(6時~8時)	53	54	44	44	50	No.4	昼間(8時~18時)	54	57	53	50	55	夕(18時~22時)	56	50	47	39	50	夜間(22時~6時)	54	50	38	33	45	朝(6時~8時)	53	56	48	43	50
調査地点	時間区分	春調査			夏調査	秋調査	冬調査	環境基準																																																																																																																																																																								
		H21. 5. 20~21	H21. 8. 11~12	H21. 10. 27~28	H22. 2. 3~4																																																																																																																																																																											
No.1	昼間(6時~22時)	39	51	47	50	55																																																																																																																																																																										
	夜間(22時~6時)	38	34	31	38	45																																																																																																																																																																										
No.2	昼間(6時~22時)	43	60	44	50	55																																																																																																																																																																										
	夜間(22時~6時)	42	48	30	40	45																																																																																																																																																																										
No.3	昼間(6時~22時)	48	55	50	48	55																																																																																																																																																																										
	夜間(22時~6時)	43	45	36	35	45																																																																																																																																																																										
No.4	昼間(6時~22時)	56	55	50	49	55																																																																																																																																																																										
	夜間(22時~6時)	54	48	37	33	45																																																																																																																																																																										
調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	規制基準																																																																																																																																																																										
		H21. 5. 20~21	H21. 8. 11~12	H21. 10. 27~28	H22. 2. 3~4																																																																																																																																																																											
No.1	昼間(8時~18時)	42	53	49	52	55																																																																																																																																																																										
	夕(18時~22時)	37	48	46	44	50																																																																																																																																																																										
	夜間(22時~6時)	36	34	33	38	45																																																																																																																																																																										
	朝(6時~8時)	40	45	39	42	50																																																																																																																																																																										
No.2	昼間(8時~18時)	45	61	46	52	55																																																																																																																																																																										
	夕(18時~22時)	44	56	44	44	50																																																																																																																																																																										
	夜間(22時~6時)	44	48	32	40	45																																																																																																																																																																										
	朝(6時~8時)	46	58	39	44	50																																																																																																																																																																										
No.3	昼間(8時~18時)	50	56	51	50	55																																																																																																																																																																										
	夕(18時~22時)	48	50	52	40	50																																																																																																																																																																										
	夜間(22時~6時)	45	45	37	36	45																																																																																																																																																																										
	朝(6時~8時)	53	54	44	44	50																																																																																																																																																																										
No.4	昼間(8時~18時)	54	57	53	50	55																																																																																																																																																																										
	夕(18時~22時)	56	50	47	39	50																																																																																																																																																																										
	夜間(22時~6時)	54	50	38	33	45																																																																																																																																																																										
	朝(6時~8時)	53	56	48	43	50																																																																																																																																																																										
廃棄物運搬 車両の走行	現況把握	<p>搬入ルート的主要地方道浜北三ヶ日線沿いで自動車交通騒音レベルについて年4回調査を行った。</p> <p>その結果を下表に示す。各調査ともに環境基準以下となっている。</p> <p>現況把握の結果(自動車交通騒音レベル(L_{Aeq})) 単位：dB(A)</p> <table border="1" data-bbox="550 1724 1316 1848"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th>春調査</th> <th>夏調査</th> <th>秋調査</th> <th>冬調査</th> <th rowspan="2">環境基準</th> <th rowspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>H21. 5. 14</th> <th>H21. 8. 19</th> <th>H21. 11. 5</th> <th>H22. 1. 27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.5</td> <td>昼間(6時~22時)</td> <td>63</td> <td>62</td> <td>64</td> <td>63</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 調査地点は、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当する。 ※基準値：昼間(6~22時)：70dB(A) 夜間(22~6時)：65dB(A) 2) 調査地点は、自動車騒音の要請限度の「b区域」のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間(2車線以下)」に該当する。 ※基準値：昼間(6~22時)：75dB(A) 夜間(22~6時)：70dB(A) 2) 環境基準の評価値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})である。</p>	調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	環境基準	要請限度	H21. 5. 14	H21. 8. 19	H21. 11. 5	H22. 1. 27	No.5	昼間(6時~22時)	63	62	64	63	70	75																																																																																																																																																										
調査地点	時間区分	春調査			夏調査	秋調査	冬調査	環境基準			要請限度																																																																																																																																																																					
		H21. 5. 14	H21. 8. 19	H21. 11. 5	H22. 1. 27																																																																																																																																																																											
No.5	昼間(6時~22時)	63	62	64	63	70	75																																																																																																																																																																									

表5-1-2 続き(その2)

環境要因	結果の概要																																																																																																																																																		
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	予測 結果	埋立作業機械、浸出水処理施設及び破碎処理施設の稼働が周辺に及ぼす影響は、各対象施設の位置に点音源を設定し、点音源における距離減衰及び建物の透過損失、防音壁や地形等による回折減衰等を考慮して予測地点における騒音レベルを予測する。																																																																																																																																																	
		敷地境界線における騒音レベル(L _{A5})は、昼間が最大で55dB(A)、朝・夕・夜間が最大で38dB(A)と予測され、敷地境界線における規制基準を下回ると予測される。																																																																																																																																																	
		また、周辺の人家等の付近においては、昼間で最大45dB(A)、夜間は32dB(A)と予測される。																																																																																																																																																	
		予測結果(敷地境界線) 単位：dB(A)																																																																																																																																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="5">予測結果</th> <th rowspan="2">規制基準</th> </tr> <tr> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>朝・夕・夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>55</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>43</td> <td>8</td> <td rowspan="2">朝 (6時～8時) 50</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>37(47)</td> <td>55(67)</td> <td>20(25)</td> <td>24(29)</td> <td>0(0)</td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td>19(28)</td> <td>26(31)</td> <td>53(64)</td> <td>17(18)</td> <td>0(0)</td> <td>昼間(8時～18時) 55</td> </tr> <tr> <td>No. 4</td> <td>20</td> <td>41</td> <td>4</td> <td>55</td> <td>0</td> <td>夕 (18時～22時) 50</td> </tr> <tr> <td>No. 5</td> <td>51(56)</td> <td>51(56)</td> <td>51(56)</td> <td>51(56)</td> <td>23(25)</td> <td rowspan="2">夜間(22時～翌6時) 45</td> </tr> <tr> <td>No. 6</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>						予測地点	予測結果					規制基準	第1期	第2期	第3期	第4期	朝・夕・夜間	No. 1	55	45	44	43	8	朝 (6時～8時) 50	No. 2	37(47)	55(67)	20(25)	24(29)	0(0)	No. 3	19(28)	26(31)	53(64)	17(18)	0(0)	昼間(8時～18時) 55	No. 4	20	41	4	55	0	夕 (18時～22時) 50	No. 5	51(56)	51(56)	51(56)	51(56)	23(25)	夜間(22時～翌6時) 45	No. 6	46	46	46	46	38																																																																																								
		予測地点	予測結果						規制基準																																																																																																																																										
			第1期	第2期	第3期	第4期	朝・夕・夜間																																																																																																																																												
		No. 1	55	45	44	43	8	朝 (6時～8時) 50																																																																																																																																											
		No. 2	37(47)	55(67)	20(25)	24(29)	0(0)																																																																																																																																												
		No. 3	19(28)	26(31)	53(64)	17(18)	0(0)	昼間(8時～18時) 55																																																																																																																																											
No. 4	20	41	4	55	0	夕 (18時～22時) 50																																																																																																																																													
No. 5	51(56)	51(56)	51(56)	51(56)	23(25)	夜間(22時～翌6時) 45																																																																																																																																													
No. 6	46	46	46	46	38																																																																																																																																														
<small>注1) No. 2・No. 3は、埋立処理の第2期及び第3期で規制基準を超過するため、防音壁を設置した。 2) No. 5は、破碎処理施設の稼働により規制基準を超過するため、防音壁を設置した。 3) ()内は防音壁無しの場合の予測結果を示した。</small>																																																																																																																																																			
予測結果(周辺の人家等の付近) 単位：dB(A)																																																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">防音壁有</th> <th rowspan="2">(参考)環境基準</th> </tr> <tr> <th>予測結果</th> <th>現況値</th> <th>合成値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1期</td> <td>イ</td> <td>0</td> <td rowspan="7">42</td> <td>42</td> <td rowspan="14">昼間(6時～22時) 55</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>15</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>20</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>0</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>41</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>35</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>38</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第2期</td> <td>チ</td> <td>30</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0</td> <td rowspan="7">42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>18</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>26</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>0</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>41</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>35</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>38</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第3期</td> <td>チ</td> <td>30</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>10</td> <td rowspan="7">42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>29</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>37</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>0</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>41</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>35</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>38</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第4期</td> <td>チ</td> <td>30</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0</td> <td rowspan="7">42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>18</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>15</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>0</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>41</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>35</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>38</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">夜間</td> <td>チ</td> <td>30</td> <td rowspan="7">32</td> <td>32</td> <td rowspan="14">夜間(22時～6時) 45</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>チ</td> <td>19</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>						区分	予測地点	防音壁有			(参考)環境基準	予測結果	現況値	合成値	第1期	イ	0	42	42	昼間(6時～22時) 55	ロ	15	42	ハ	20	42	ニ	0	42	ホ	41	45	ヘ	35	43	ト	38	43	第2期	チ	30	42	イ	0	42	42	ロ	18	42	ハ	26	42	ニ	0	42	ホ	41	45	ヘ	35	43	ト	38	43	第3期	チ	30	42	イ	10	42	42	ロ	29	42	ハ	37	43	ニ	0	42	ホ	41	45	ヘ	35	43	ト	38	43	第4期	チ	30	42	イ	0	42	42	ロ	18	42	ハ	15	42	ニ	0	42	ホ	41	45	ヘ	35	43	ト	38	43	夜間	チ	30	32	32	夜間(22時～6時) 45	イ	0	32	ロ	0	32	ハ	0	32	ニ	0	32	ホ	0	32	ヘ	0	32	ト	0	32		チ	19	32
区分	予測地点	防音壁有			(参考)環境基準																																																																																																																																														
		予測結果	現況値	合成値																																																																																																																																															
第1期	イ	0	42	42	昼間(6時～22時) 55																																																																																																																																														
	ロ	15		42																																																																																																																																															
	ハ	20		42																																																																																																																																															
	ニ	0		42																																																																																																																																															
	ホ	41		45																																																																																																																																															
	ヘ	35		43																																																																																																																																															
	ト	38		43																																																																																																																																															
第2期	チ	30	42																																																																																																																																																
	イ	0	42	42																																																																																																																																															
	ロ	18		42																																																																																																																																															
	ハ	26		42																																																																																																																																															
	ニ	0		42																																																																																																																																															
	ホ	41		45																																																																																																																																															
	ヘ	35		43																																																																																																																																															
ト	38	43																																																																																																																																																	
第3期	チ	30	42																																																																																																																																																
	イ	10	42	42																																																																																																																																															
	ロ	29		42																																																																																																																																															
	ハ	37		43																																																																																																																																															
	ニ	0		42																																																																																																																																															
	ホ	41		45																																																																																																																																															
	ヘ	35		43																																																																																																																																															
ト	38	43																																																																																																																																																	
第4期	チ	30	42																																																																																																																																																
	イ	0	42	42																																																																																																																																															
	ロ	18		42																																																																																																																																															
	ハ	15		42																																																																																																																																															
	ニ	0		42																																																																																																																																															
	ホ	41		45																																																																																																																																															
	ヘ	35		43																																																																																																																																															
ト	38	43																																																																																																																																																	
夜間	チ	30	32	32	夜間(22時～6時) 45																																																																																																																																														
	イ	0		32																																																																																																																																															
	ロ	0		32																																																																																																																																															
	ハ	0		32																																																																																																																																															
	ニ	0		32																																																																																																																																															
	ホ	0		32																																																																																																																																															
	ヘ	0		32																																																																																																																																															
ト	0	32																																																																																																																																																	
	チ	19	32																																																																																																																																																

表5-1-2 続き(その3)

環境要因	結果の概要	
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	基準値	<p>○騒音規制法に基づく規制基準（第2種区域）：敷地境界線 朝：50dB(A)以下、昼間：55dB(A)以下 夕：50dB(A)以下、夜間：45dB(A)以下</p> <p>以下に示す騒音防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">騒音防止対策(埋立作業機械及び施設の稼働)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 埋立作業機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域敷地境界線の内、特に敷地境界線付近で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所には防音壁を設置する。 ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・低騒音型重機を使用し、アイドリングストップや定期点検を実施することにより、騒音の発生を抑制する。 <p>② 浸出水処理施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音を発生する設備は、防音性のある壁及びシャッターで囲われた屋内に設置する。 ・壁の内側には吸音材を貼り、騒音の発生を抑制する。 ・屋外設置の設備は、防音ボックスで囲うなどの防音対策に努める。 ・給気・排気消音ボックスを設置し、直接騒音が漏れないようにする。 ・ブロワ、コンプレッサ等の設備は防振架台(防振ゴム)により騒音の発生を抑制する。 <p>③ 破碎処理施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域敷地境界線の内、特に敷地境界線付近で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所には防音壁を設置する。 ・騒音を発生する設備は、防音性のある壁で囲われた屋内に設置する。 ・破碎処理施設の建屋の壁は内側に吸音材を貼り、騒音の発生を抑制する。 ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・低騒音型の重機を使用し、アイドリングストップや設備の定期点検を実施し、騒音の発生を抑制する。 ・破碎処理作業は全て建屋内で行い、車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより外部への騒音の発生を抑制する。 <p>④ 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線上における維持管理基準(朝:50dB(A)、昼間:55dB(A)、夕:50dB(A)、夜間:45dB(A))を遵守する。 ・年1回、敷地境界線上の5地点において騒音の測定を行う。 </div>
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析		<p>予測の結果、埋立作業機械、浸出水処理施設及び破碎処理施設の稼働による敷地境界線上の騒音レベル(L_{A5})は、昼間で最大55dB(A)、朝・夕・夜間で最大38dB(A)となり、「騒音規制法に基づく工場・事業場に係る規制基準以下とすること」を達成させることができる。</p> <p>周辺の人家等の付近においては昼間で最大45dB(A)、朝・夕・夜間で最大32dB(A)と予測され、昼間の環境基準(55dB(A))は十分に下回っている。また、「市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼～静かな事務所」の騒音レベルであることから、周辺の人家等への影響は軽微であると予測する。</p> <p>さらに、上記に示した騒音防止対策が採用されることにより、環境への影響が低減されることから、生活環境の保全上の目標（基準値）との整合性は確保できると評価した。</p>

維持管理 目標	調査計画と維持管理目標値(埋立作業機械及び施設の稼働)				
	調査項目	騒音レベル(朝、昼間、夕、夜間の時間区分)			
	調査場所	計画区域の敷地境界線5地点 (図4-2-10参照) ・埋立処理区域：予測地点No. 2、No. 3付近及び埋立箇所的位置により調査実施時に最も影響の大きい1地点の計3地点(昼間) ・破碎処理施設：予測地点No. 5付近の1地点(昼間) ・浸出水処理施設(24時間稼働)：予測地点No. 6付近の1地点(朝、昼間、夕、夜間)			
	調査回数	年1回			
	維持管理目標値	騒音規制法 特定工場等に係る第2種区域の規制基準			
	時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
	敷地境界線	50dB(A) 以下	55dB(A) 以下	50dB(A) 以下	45dB(A) 以下
	注)測定結果は、浜松市に報告する。				
	維持管理目標(埋立作業機械及び施設の稼働)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域敷地境界線の内、特に敷地境界線付近で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所には防音壁を設置する。 ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・低騒音型重機を使用し、アイドリングストップや定期点検を実施することにより、騒音の発生を抑制する。 ・破碎処理作業は全て建屋内で行い、車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより、外部への騒音の発生を抑制する。 				

表5-1-2 続き(その4)

環境要因	結果の概要																					
<p>廃棄物運搬車両の走行</p>	<p>予測結果</p>	<p>搬入ルートである主要地方道浜北三ヶ日線沿いでの廃棄物運搬車両の走行が周辺に及ぼす影響は、現況交通量に本事業により発生する交通量を加算した将来交通量により発生する騒音レベルを、理論式を用いて予測する。</p> <p>自動車交通騒音レベルは、現況より1dB(A)増加して65dB(A)となり、環境基準を下回ると予測される。</p> <table border="1" data-bbox="555 448 1311 609"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">予測結果</th> <th>単位：dB(A)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現況</th> <th>計画</th> <th>将来予測</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (6時～22時)</td> <td>64</td> <td>56</td> <td>65</td> <td>70以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>注) 予測地点は、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」に該当し、このうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」の昼間の基準値を示す。</small></p>					予測結果			単位：dB(A)			現況	計画	将来予測	環境基準	昼間 (6時～22時)	64	56	65	70以下	
		予測結果			単位：dB(A)																	
		現況	計画	将来予測	環境基準																	
昼間 (6時～22時)	64	56	65	70以下																		
	<p>基準値</p>	<p>○環境基準</p> <p>B類型(「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」)</p> <p>昼間(6～22時)：70dB(A)以下</p>																				
	<p>影響の回避または低減に係る分析</p>	<p>以下に示す騒音防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。</p> <p>騒音防止対策(廃棄物運搬車両の走行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・廃棄物運搬車両の整備点検を十分行い騒音の発生を抑制する。 ・定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。 </div>																				
	<p>生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析</p>	<p>予測の結果、廃棄物運搬車両による騒音レベル(L_{Aeq})は、65dB(A)となり、「騒音に係る環境基準以下とすること」を達成させることができると判断され、生活環境の保全上の目標(基準値)との整合性は確保できると評価した。</p>																				
<p>維持管理目標</p>	<p>維持管理目標(廃棄物運搬車両の走行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・廃棄物運搬車両の整備点検を十分行い騒音の発生を抑制する。 ・定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。 </div>																					

表5-1-3 振動調査結果のまとめ(その1)

環境要因	結果の概要																																																																
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	現況 把握	<p>現地調査は、計画区域の敷地境界線4地点で、振動レベルについて年4回調査を行った。すべての地点で昼間及び夜間ともに測定下限値(30dB)未満となり、振動規制法に基づく規制基準以下となっている。</p> <p>現況把握の結果(時間率振動レベル(L_{v10})) 単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="555 450 1315 837"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th>春調査</th> <th>夏調査</th> <th>秋調査</th> <th>冬調査</th> <th rowspan="2">規制基準</th> </tr> <tr> <th>H21. 5. 20~21</th> <th>H21. 8. 11~12</th> <th>H21. 10. 27~28</th> <th>H22. 2. 3~4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1</td> <td>昼間 (8時~20時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間 (20時~8時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2</td> <td>昼間 (8時~20時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間 (20時~8時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.3</td> <td>昼間 (8時~20時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間 (20時~8時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.4</td> <td>昼間 (8時~20時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間 (20時~8時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 調査地点は、振動に係る規制基準の「第1種区域の2」に該当する。 2) 規制基準の評価値は、80%レンジ上端値(L_{v10})である。 3) 30未満は、測定下限値未満を示す。 4) 夏調査のNo.4地点は、測定機器故障のため平成21年8月19日~20日に再調査した結果である。</p>	調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	規制基準	H21. 5. 20~21	H21. 8. 11~12	H21. 10. 27~28	H22. 2. 3~4	No.1	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65	夜間 (20時~8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55	No.2	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65	夜間 (20時~8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55	No.3	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65	夜間 (20時~8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55	No.4	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65	夜間 (20時~8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55
調査地点	時間区分	春調査			夏調査	秋調査	冬調査	規制基準																																																									
		H21. 5. 20~21	H21. 8. 11~12	H21. 10. 27~28	H22. 2. 3~4																																																												
No.1	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																											
	夜間 (20時~8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55																																																											
No.2	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																											
	夜間 (20時~8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55																																																											
No.3	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																											
	夜間 (20時~8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55																																																											
No.4	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																											
	夜間 (20時~8時)	30未満	30未満	30未満	30未満	55																																																											
廃棄物運搬 車両の走行	現況 把握	<p>搬入ルート的主要地方道浜北三ヶ日線沿いで道路交通振動レベルについて年4回調査を行った。各調査ともに要請限度以下となっている。</p> <p>現況把握の結果(自動車交通騒音レベル(L_{v10})) 単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="555 1088 1315 1193"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th>春調査</th> <th>夏調査</th> <th>秋調査</th> <th>冬調査</th> <th rowspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>H21. 5. 14</th> <th>H21. 8. 19</th> <th>H21. 11. 5</th> <th>H22. 1. 27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.5</td> <td>昼間 (8時~20時)</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>30未満</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 調査地点は、道路交通振動の要請限度の「第1種区域」に該当する。 ※昼間(8~20時)：65dB 夜間(20~8時)：60dB 2) 要請限度の評価値は、80%レンジ上端値(L_{v10})である。 3) 30未満は、測定下限値未満を示す。</p>	調査地点	時間区分	春調査	夏調査	秋調査	冬調査	要請限度	H21. 5. 14	H21. 8. 19	H21. 11. 5	H22. 1. 27	No.5	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																													
調査地点	時間区分	春調査			夏調査	秋調査	冬調査	要請限度																																																									
		H21. 5. 14	H21. 8. 19	H21. 11. 5	H22. 1. 27																																																												
No.5	昼間 (8時~20時)	30未満	30未満	30未満	30未満	65																																																											
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	予測 結果	<p>埋立作業機械、浸出水処理施設及び破碎処理施設の稼働が周辺に及ぼす影響は、各対象施設の位置に点振動源を設定し、点振動源における距離減衰や地盤の摩擦を考慮した理論伝搬式を用いて予測地点における振動レベルを予測する。</p> <p>敷地境界線における振動レベル(L_{v10})は、昼間が最大で58dB、夜間が最大で40dBと予測され、敷地境界線における規制基準を下回ると予測される。</p> <p>また、周辺の人家等の付近においては、昼間で最大34dB、夜間は31dBと予測される。</p> <p>予測結果(敷地境界線) 単位：dB</p> <table border="1" data-bbox="491 1677 1402 1944"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th colspan="5">予測結果</th> <th colspan="2">規制基準</th> </tr> <tr> <th colspan="4">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">昼間 (8時~20時)</th> <th rowspan="2">夜間 (20時~8時)</th> </tr> <tr> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>48</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>20</td> <td rowspan="6">65</td> <td rowspan="6">55</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>29</td> <td>58</td> <td>23</td> <td>36</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>55</td> <td>28</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>8</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>47</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>No.6</td> <td>44</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 夜間は、浸出水処理施設のみの稼働による予測結果</p>	予測地点	予測結果					規制基準		昼間				夜間	昼間 (8時~20時)	夜間 (20時~8時)	第1期	第2期	第3期	第4期	No.1	48	26	25	23	20	65	55	No.2	29	58	23	36	0	No.3	23	23	55	28	0	No.4	8	30	16	47	0	No.5	47	47	47	47	26	No.6	44	43	43	43	40						
予測地点	予測結果					規制基準																																																											
	昼間				夜間	昼間 (8時~20時)	夜間 (20時~8時)																																																										
	第1期	第2期	第3期	第4期																																																													
No.1	48	26	25	23	20	65	55																																																										
No.2	29	58	23	36	0																																																												
No.3	23	23	55	28	0																																																												
No.4	8	30	16	47	0																																																												
No.5	47	47	47	47	26																																																												
No.6	44	43	43	43	40																																																												

表5-1-3 続き(その2)

環境要因	結果の概要				
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	予測 結果	予測結果(周辺の人家等の付近)			単位：dB
	区分	予測地点	予測結果	現況値	合成値
基準値	○振動規制法に基づく規制基準（第1種区域の2）：敷地境界線 昼間（8～20時） 65dB(A) 以下 夜間（20～翌8時） 55dB(A) 以下				
影響の 回避ま たは低 減に係 る分析	以下に示す振動防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 振動防止対策(埋立作業機械及び施設の稼働) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ①埋立作業機械の稼働 <ul style="list-style-type: none"> ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・重機のアイドルストップや定期点検を実施することにより、振動の発生を抑制する。 </div>				

注) 現況値は30dB未満のため、30dBとして計算した。

人体が振動を感じ始める閾値
55
(図4-3-15参照)

表5-1-3 続き(その3)

環境要因	結果の概要	
埋立作業 施設の稼働 (浸出水処理 施設・破碎 処理施設)	影響の 回避ま たは低 減に係 る分析	<p>②浸出水処理施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロワ、コンプレッサ等の設備は防振架台(防振ゴム)により振動の発生を抑制する。 <p>③破碎処理施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・重機のアイドリングストップや設備の定期点検を実施することにより、振動の発生を抑制する。 <p>④共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線上における維持管理基準(昼間：65dB以下、夜間：55dB以下)を遵守する。 ・年1回、敷地境界線上の5地点にて振動の測定を行う。
生活環境の 保全上 の目標 との整 合性に 係る分 析	<p>予測の結果、埋立作業機械、浸出水処理施設及び破碎処理施設の稼働による敷地境界線上の振動レベル(L_{v10})は、昼間で最大58dB、夜間で最大40dBとなり、「振動規制法に基づく工場・事業場に係る規制基準以下とすること」を達成させることができる。</p> <p>また、周辺の人家等の付近においては昼間で最大34dB、夜間は31dBと予測されるが、人体が振動を感じ始める閾値は55dBであることから、周辺の人家等への影響は軽微であると予測される。</p> <p>さらに、上記に示した振動防止対策が採用されることにより、環境への影響が低減されることから、生活環境の保全上の目標(基準値)との整合性は確保できると評価した。</p>	

維持管理 目標	調査計画と維持管理目標値(埋立作業機械及び施設の稼働)								
調査項目	振動レベル(昼間、夜間の時間区分)								
調査場所	<p>計画区域の敷地境界線5地点(図4-3-10参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立処理区域：予測地点No. 2、No. 3付近及び埋立箇所の位置により調査実施時に最も影響の大きい1地点の計3地点(昼間) ・破碎処理施設：予測地点No. 5付近の1地点(昼間) ・浸出水処理施設(24時間稼働)：予測地点No. 6付近の1地点(昼間、夜間) 								
調査回数	年1回								
維持管理目標値	<p>振動規制法 特定工場等に係る第1種区域の2の規制基準</p> <table border="1" data-bbox="662 1579 1236 1713"> <thead> <tr> <th>時間の区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界線</td> <td>65dB以下</td> <td>55dB以下</td> </tr> </tbody> </table>			時間の区分	昼間	夜間	敷地境界線	65dB以下	55dB以下
時間の区分	昼間	夜間							
敷地境界線	65dB以下	55dB以下							
注)測定結果は、浜松市に報告する。									
維持管理目標(埋立作業機械及び施設の稼働)									
<ul style="list-style-type: none"> ・重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。 ・ブロワ、コンプレッサ等の設備は防振架台(防振ゴム)により振動の発生を抑制する。 ・重機のアイドリングストップや定期点検を実施することにより、振動の発生を抑制する。 									

表5-1-3 続き(その4)

環境要因	結果の概要										
廃棄物運搬車両の走行	予測結果	<p>搬入ルートである主要地方道浜北三ヶ日線沿いでの廃棄物運搬車両の走行が周辺に及ぼす影響は、現況交通量に本事業により発生する交通量を加算した将来交通量により発生する振動レベルを、理論式を用いて予測する。</p> <p>道路交通振動レベルは、現況値と同様に30dB未満となり、要請限度を下回ると予測される。</p> <table border="1" data-bbox="635 488 1241 627"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="842 488 965 521">予測結果</th> <th data-bbox="1114 488 1230 521">単位：dB</th> </tr> <tr> <th data-bbox="710 533 778 566">現況</th> <th data-bbox="890 533 986 566">将来予測</th> <th data-bbox="1090 533 1193 566">要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="699 577 790 611">30未満</td> <td data-bbox="901 577 975 611">30未満</td> <td data-bbox="1106 577 1177 611">65以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 要請限度とは、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度</p>	予測結果		単位：dB	現況	将来予測	要請限度	30未満	30未満	65以下
予測結果		単位：dB									
現況	将来予測	要請限度									
30未満	30未満	65以下									
基準値	○振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度(第1種区域) 昼間(8～20時)：65dB以下										
影響の回避または低減に係る分析	<p>振動防止対策等が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">振動防止対策(廃棄物運搬車両の走行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・ 短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・ 廃棄物運搬車両の整備点検を十分行い振動の発生を抑制する。 ・ 定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。 </div>										
生活環境の保全上の整合性に係る分析	<p>予測の結果、廃棄物運搬車両による振動レベル(L_{v10})は、現況と変わらず30dB未満となり、「振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度以下とすること」を達成させることができると判断され、生活環境の保全上の目標(基準値)との整合性は確保できると評価した。</p>										
維持管理目標	<p style="text-align: center;">維持管理目標(廃棄物運搬車両の走行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。 ・ 短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。 ・ 廃棄物運搬車両の整備点検を十分行い振動の発生を抑制する。 ・ 定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。 </div>										

表5-1-4 悪臭調査結果のまとめ(その1)

環境要因	結果概要																				
埋立地等からの悪臭の発生 破碎処理施設からの悪臭の漏洩	現況把握	<p>現地調査は、計画区域の敷地境界線4地点で特定悪臭物質と臭気指数について年4回行った。</p> <p>①特定悪臭物質 全ての調査地点で悪臭防止法に基づくF区域の規制基準(平成22年4月以前の規制基準)を満たしている。</p> <p>②臭気指数 全ての調査地点で悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準(臭気指数13：平成22年4月より施行)を満たしている。</p>																			
埋立地等からの悪臭の発生	予測結果	<p>埋立地等からの影響予測は、類似施設(最終処分場)で埋立作業時、ガス抜き管、浸出水処理施設から発生した悪臭(臭気指数)を調査し、その結果を基に予測する。予測の結果、全ての項目で敷地境界線での臭気指数は10未満と予測される。また、ガス抜き管からの臭気指数31は、悪臭防止法に定められた方法により計算された許容臭気指数59以下であると予測される。</p>																			
	基準値	<p>○悪臭防止法に基づく規制基準 臭気指数：13以下(敷地境界線) 許容臭気指数：59以下(ガス抜き管)</p>																			
	影響の回避または低減に係る分析	<p>以下に示す悪臭対策が採用されることにより規制基準(敷地境界上)を厳守できるため、環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されるものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">悪臭対策(埋立地等からの悪臭の発生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①埋立地</p> <ul style="list-style-type: none"> 臭気の強い廃棄物を搬入した場合は、即時覆土を行い悪臭の拡散を防止する。 浸出水集排水管とガス抜き管は接続されており、空気の流通、供給ができる構造となっている。このため、有機物の分解に適した条件を整え、嫌気性状態を避けることにより腐敗性ガスの発生抑制に努める。 G P S等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が1箇所集中することを避け、特定箇所からの悪臭発生を防止する。 効率の良い作業により廃棄物の埋立作業時間を短縮する。 <p>②浸出水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸出水処理施設から排出される脱水汚泥の管理は屋内とし、定期的に埋立処理する。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両等の清掃を定期的に行い、悪臭の発生を防止する。 敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年1回、埋立地周辺の敷地境界線上の2地点(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行う。 </div>																			
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測項目</th> <th>現況値</th> <th>予測結果</th> <th>保全上の目標</th> <th>分析結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">臭気指数</td> <td>全項目</td> <td>埋立地敷地境界線 10未満</td> <td>埋立地敷地境界線 10未満</td> <td>埋立地敷地境界線 13以下</td> <td rowspan="2">予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。</td> </tr> <tr> <td>ガス抜き管</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">許容値 59</td> </tr> </tbody> </table>				予測項目		現況値	予測結果	保全上の目標	分析結果	臭気指数	全項目	埋立地敷地境界線 10未満	埋立地敷地境界線 10未満	埋立地敷地境界線 13以下	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。	ガス抜き管	31		許容値 59
予測項目		現況値	予測結果	保全上の目標	分析結果																
臭気指数	全項目	埋立地敷地境界線 10未満	埋立地敷地境界線 10未満	埋立地敷地境界線 13以下	予測結果が保全上の目標以下であるため、整合性は確保できると評価した。																
	ガス抜き管	31		許容値 59																	
維持管理目標	<p style="text-align: center;">調査計画と維持管理目標値(埋立地等からの悪臭の発生)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>調査項目</td> <td>臭気指数</td> </tr> <tr> <td>調査場所</td> <td>埋立地周辺の敷地境界線2地点(調査時の風上、風下)</td> </tr> <tr> <td>調査回数</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>維持管理目標値</td> <td>悪臭防止法の規制基準 臭気指数13以下</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">注)測定結果は、浜松市に報告する。</p> <p style="text-align: center;">維持管理目標(埋立地等からの悪臭の発生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①埋立地</p> <ul style="list-style-type: none"> 臭気の強い廃棄物を搬入した場合は、即時覆土を行い悪臭の拡散を防止する。 浸出水集排水管とガス抜き管は接続されており、空気の流通、供給ができる構造となっている。このため、有機物の分解に適した条件を整え、嫌気性状態を避けることにより腐敗性ガスの発生抑制に努める。 G P S等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が1箇所集中することを避け、特定箇所からの悪臭発生を防止する。 効率の良い作業により廃棄物の埋立作業時間を短縮する。 <p>②浸出水処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸出水処理施設から排出される脱水汚泥の管理は屋内とし、定期的に埋立処理する。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。 廃棄物運搬車両等の清掃を定期的に行い、悪臭の発生を防止する。 </div>					調査項目	臭気指数	調査場所	埋立地周辺の敷地境界線2地点(調査時の風上、風下)	調査回数	年1回	維持管理目標値	悪臭防止法の規制基準 臭気指数13以下								
調査項目	臭気指数																				
調査場所	埋立地周辺の敷地境界線2地点(調査時の風上、風下)																				
調査回数	年1回																				
維持管理目標値	悪臭防止法の規制基準 臭気指数13以下																				

表5-1-4 続き(その2)

環境要因	結果の概要														
破碎処理施設からの悪臭の漏洩	予測結果	破碎処理施設からの悪臭の漏洩の影響予測は、拡散式を用いて予測した。建屋内で強い臭気が発生した場合の換気扇からの予測結果は臭気指数13、その対策として作業前に天井ミストに消臭剤を添加し、予め噴霧しておく悪臭対策を実施した場合は臭気指数10であると予測される。また、換気扇からの臭気指数最大値29は、悪臭防止法に定められた方法により計算された許容臭気指数31以下であると予測される。 悪臭予測結果(臭気指数) <table border="1" data-bbox="454 436 1428 560"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地点</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">規制基準</th> </tr> <tr> <th>対策前</th> <th>対策後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予測地点</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>13以下</td> </tr> </tbody> </table> 注1) 予測結果は、風下40m地点の最大値。 注2) 対策後とは、建屋内で強い臭気が発生が想定される場合、作業前に天井ミストに消臭剤を添加し、予め噴霧しておく悪臭防止対策実施後。				地点	予測結果		規制基準	対策前	対策後	予測地点	13	10	13以下
地点	予測結果		規制基準												
	対策前	対策後													
予測地点	13	10	13以下												
基準値	○悪臭防止法に基づく規制基準 臭気指数 : 13以下(敷地境界線) 許容臭気指数: 31以下(換気扇からの臭気指数)														
影響の回避または低減に係る分析	以下に示す悪臭対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。 悪臭対策(破碎処理施設からの悪臭の漏洩) <table border="1" data-bbox="446 795 1428 1232"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予測される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破碎作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。 ・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。 ・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年1回、破碎施設周辺の敷地境界線上の2地点(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>					<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予測される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破碎作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。 ・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。 ・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年1回、破碎施設周辺の敷地境界線上の2地点(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行う。 									
<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予測される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破碎作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。 ・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。 ・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年1回、破碎施設周辺の敷地境界線上の2地点(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行う。 															
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	予測項目	現況値	予測結果 対策前 対策後		保全上の目標 分析結果										
	臭気指数	10未満	13	10	13以下 許容値 31以下	予測結果が保全上の目標値以下であるため、整合性は確保できると評価した。									
注) 対策後とは、建屋内で強い臭気が発生が想定される場合、作業前に天井ミストに消臭剤を添加し、予め噴霧しておく悪臭防止対策実施後。															
維持管理目標	調査計画と維持管理目標値(破碎処理施設からの悪臭の漏洩) <table border="1" data-bbox="335 1545 1428 1702"> <tbody> <tr> <td>調査項目</td> <td>臭気指数</td> </tr> <tr> <td>調査場所</td> <td>破碎処理施設周辺の敷地境界線2地点(調査時の風上、風下)</td> </tr> <tr> <td>調査回数</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>維持管理目標値</td> <td>悪臭防止法の規制基準 臭気指数13以下</td> </tr> </tbody> </table> 注) 測定結果は、浜松市に報告する。 維持管理目標(破碎処理施設からの悪臭の漏洩) <table border="1" data-bbox="335 1758 1428 2060"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予測される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破碎作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。 ・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。 ・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。 </td> </tr> </tbody> </table>					調査項目	臭気指数	調査場所	破碎処理施設周辺の敷地境界線2地点(調査時の風上、風下)	調査回数	年1回	維持管理目標値	悪臭防止法の規制基準 臭気指数13以下	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予測される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破碎作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。 ・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。 ・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。 	
調査項目	臭気指数														
調査場所	破碎処理施設周辺の敷地境界線2地点(調査時の風上、風下)														
調査回数	年1回														
維持管理目標値	悪臭防止法の規制基準 臭気指数13以下														
<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理施設は建屋内に設置、処理作業も建屋内で行う。 ・天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。 ・破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予測される場合には必要に応じてミストを噴霧する。 ・建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破碎作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。 ・建屋出入り口には、シートシャッターを設置し、作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行う。 ・廃棄物運搬時には、廃棄物運搬車両の荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止する。 															

表5-1-5 水質調査結果のまとめ(その1)

環境要因		結果の概要																	
浸出水処理施設からの処理水の放流	現況把握	<p>現地調査は、計画区域周辺の立板沢及び神宮寺川の計7地点で、年4回行った。調査結果(年間まとめ)を下表に示す。大腸菌群数及びSSが環境基準を、pH及び全窒素は農業用水基準を超過する地点が確認された。</p>																	
		分類	項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	環境基準 (河川A類型)	農業用水 基準						
生活環境項目					pH(日間平均の最大値)	7.8	8.2	8.6	8.2	8.5	8.1	8.3	6.5~8.5	6.0~7.5					
					DO(日間平均の最小値)	8.9	8.5	9.2	8.9	9.3	9.8	9.6	7.5以上	5以上					
					BOD(75%値)	0.9	0.6	0.7	0.6	1.1	0.8	1.3	2	---					
					COD	3.4	2.7	2.3	2.2	2.1	0.8	2.3	---	6					
					SS(日間平均の最大値)	4	45	4	4	1	1	1	25	100					
					ノロウイルス抽出物質	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	---	---					
					大腸菌群数(日間平均の最大値)	3200	27000	11000	11000	17000	25000	25000	1000	---					
					全窒素	0.47	0.35	1.1	1.0	1.0	1.4	1.6	---	1					
					全磷	0.020	0.019	0.045	0.028	0.023	0.023	0.027	---	---					
					フェノール類	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	---	---					
					溶解性鉄	<0.1	0.6	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---					
					溶解性マンガン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	---	---					
					亜鉛	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	---	0.5					
					健康項目					カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
										全シアン(最大値)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと	---
										鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	---
										六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	---
										砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.05
										総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
										アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	---	---
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005						<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	---					
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002						<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---					
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002						<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	---					
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004						<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	---					
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002						<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---					
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004						<0.004	<0.004	<0.004	0.04	---					
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005						<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	---					
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006						<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	---					
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002						<0.002	<0.002	<0.002	0.03	---					
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005						<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	---					
1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002						<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	---					
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006						<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	---					
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003						<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	---					
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	---										
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---										
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	---										
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.3	0.3	0.9	0.9	0.9	1.3	1.5	10	---										
ふっ素	0.09	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	---										
ほう素	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	1	---										
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	---										
特殊項目					銅	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02						
					クロム	<0.02	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	---						
その他					電気伝導率	11	19	15	15	15	16	17	---						
					ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.017	0.018	0.14	0.098	0.088	0.12	0.096	1	---				

注1) <は未満値を表す。
 2) 赤色部分は環境基準、黄色部分は農業用水基準を上回っていることを表す。
 3) 立板沢及び神宮寺川には環境基準が設定されていないが、参考のため都田川の環境基準である河川A類型との比較を行った。
 4) 環境基準等との比較には次の数値を用いる。
 ①pH、DO、SS及び大腸菌群数の評価には日間平均値を用いる。
 ②BODの評価には75%値を用いる。75%値とは、「N個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、0.75×N番目になる値」であり、本調査では年間4回の調査を行っているため、BOD・CODの低い方から3番目の値が75%値となる。
 ③シアンの評価は、年間の最大値を用いる。
 ④上記以外の項目は、年平均値を用いる。定量下限値未満の結果を含む項目の年平均値は、測定結果＝定量下限値として平均値を算出した。

なお、BODについては年間評価(75%値)では環境基準を満たしているものの、下表のように最大値(濁水期)では環境基準を超過した地点が確認された。

項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	環境基準 (河川A類型)
BOD	(mg/L)	2.1	0.8	1.0	1.0	3.7	1.0	2.7	2

表5-1-5 続き(その2)

環境要因	結果の概要																																																																																																					
浸出水処理施設からの処理水の放流	予測結果	<p>施設からの処理水が周辺に及ぼす影響予測は、渇水期及び農業用水の取水期に分けて行った。予測の結果、環境基準又は農業用水基準値を超過した項目を以下に示す。</p> <p>渇水期ではBODが環境基準を超過している。しかし、超過地点は全て現況のBODが基準値を超過している地点である。</p> <table border="1" data-bbox="630 436 1244 548"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="8">神宮寺川</th> <th colspan="2">井伊谷川</th> <th colspan="2">都田川</th> </tr> <tr> <th colspan="2">花見橋</th> <th colspan="2">月見橋</th> <th colspan="2">向島せき</th> <th colspan="2">櫻橋</th> <th colspan="2">清水橋</th> <th colspan="2">落合橋</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ○…環境基準を満たす。 ×…環境基準を満たさない。</p> <p>取水期では環境基準は全地点で満たしていた。農業用水基準では、施設稼働後に全窒素が基準を超過する地点が確認された。</p> <table border="1" data-bbox="630 728 1244 840"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="8">神宮寺川</th> <th colspan="2">井伊谷川</th> <th colspan="2">都田川</th> </tr> <tr> <th colspan="2">花見橋</th> <th colspan="2">月見橋</th> <th colspan="2">向島せき</th> <th colspan="2">櫻橋</th> <th colspan="2">清水橋</th> <th colspan="2">落合橋</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全窒素</td> <td>○</td> <td>▲</td> <td>○</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>▲</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ○…環境基準・農業用水基準ともに満たす。 ▲…農業用水基準を満たさない。</p>	項目	神宮寺川								井伊谷川		都田川		花見橋		月見橋		向島せき		櫻橋		清水橋		落合橋		現況	予測	BOD	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	項目	神宮寺川								井伊谷川		都田川		花見橋		月見橋		向島せき		櫻橋		清水橋		落合橋		現況	予測	全窒素	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲																				
項目	神宮寺川								井伊谷川		都田川																																																																																											
	花見橋			月見橋		向島せき		櫻橋		清水橋		落合橋																																																																																										
	現況	予測	現況	予測	現況	予測	現況	予測	現況	予測	現況	予測																																																																																										
BOD	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○																																																																																										
項目	神宮寺川								井伊谷川		都田川																																																																																											
	花見橋		月見橋		向島せき		櫻橋		清水橋		落合橋																																																																																											
	現況	予測	現況	予測	現況	予測	現況	予測	現況	予測	現況	予測																																																																																										
全窒素	○	▲	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲																																																																																										
基準値	<p>○渇水期：「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」。</p> <p>○取水期：上記項目に「農業用水基準」を追加。</p>																																																																																																					
影響の回避または低減に係る分析	<p>以下に示す水質汚濁防止対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">水質汚濁防止対策(浸出水処理施設からの処理水の放流)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高負荷浸出水発生抑制対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物受入れ契約前に埋立基準に適合するか検査・分析を行い、適合しない廃棄物については契約を行わない。 ・浸出水処理施設には、流入する保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる鉄筋コンクリート造りの調整槽(10,000m³)を設置することで、排水処理施設への過負荷を抑制する。 <p>浸出水発生量抑制対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の周囲に、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができるポリエチレン製側溝を設置し、浸出水発生量を抑制する。また、1月に1回側溝その他の設備の点検を行い、4ヶ月に1回又は必要に応じて堆積した土砂等の除去を行うことで、その機能を維持させる。 ・各期の埋立終了ごとに平場の一部を、ベントナイトシートでキャッピングを行い、浸出水発生量を抑制する。 <p>排水処理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設は、重金属反応槽～第二中和槽まで二系統で形成され、原水水質の変動、設備のメンテナンス及び緊急停止等に対応できる構造とする。 <p>監視計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水項目のうちpH、BOD、COD、SS及び全窒素については、1ヶ月に1回、それ以外の項目については、1年に1回測定を行い維持管理基準に適合しているか確認し、記録する。 </div>																																																																																																					

表5-1-5 続き(その3)

環境要因	結果の概要																																																													
浸出水処理施設からの処理水の放流	生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	渇水期では、BODが現況で環境基準を超過している地点(神宮寺川月見橋及び禊橋)のみ、環境基準を超える結果となった。上昇濃度は下表のように軽微であるため、影響ないと評価した。																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="4">神宮寺川</th> </tr> <tr> <th colspan="2">月見橋</th> <th colspan="2">禊橋</th> </tr> <tr> <th>現況</th> <th>予測</th> <th>現況</th> <th>予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>3.7</td> <td>3.9</td> <td>2.7</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	神宮寺川				月見橋		禊橋		現況	予測	現況	予測	BOD	3.7	3.9	2.7	3.0																																							
項目	神宮寺川																																																													
	月見橋		禊橋																																																											
	現況	予測	現況	予測																																																										
BOD	3.7	3.9	2.7	3.0																																																										
		取水期では、環境基準は満たしているが、全窒素が農業用水基準を超過する結果となった。更に詳しい予測を行ったところ、施設排水で「ケルダール窒素30mg/L以下」の基準を守ることで、花見橋で下表の基準を満たすことから農業(稲作)への影響はないと評価した。																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">予測結果</th> <th rowspan="2">農業用水の水質分級</th> </tr> <tr> <th>花見橋</th> <th>月見橋</th> <th>向島せき</th> <th>禊橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全窒素</td> <td>1.6</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>1.8</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>ケルダール窒素</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>アンモニア性窒素</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>2.8</td> <td>1.9</td> <td>2.2</td> <td>2.6</td> <td>7以下</td> </tr> <tr> <td>全燐</td> <td>0.046</td> <td>0.032</td> <td>0.042</td> <td>0.034</td> <td>0.2以下</td> </tr> </tbody> </table>					予測結果				農業用水の水質分級	花見橋	月見橋	向島せき	禊橋	全窒素	1.6	1.5	1.8	1.8	2以下	ケルダール窒素	0.4	0.4	0.3	0.2	1以下	アンモニア性窒素	0.4	0.4	0.3	0.2	0.5以下	COD	2.8	1.9	2.2	2.6	7以下	全燐	0.046	0.032	0.042	0.034	0.2以下																	
	予測結果				農業用水の水質分級																																																									
	花見橋	月見橋	向島せき	禊橋																																																										
全窒素	1.6	1.5	1.8	1.8	2以下																																																									
ケルダール窒素	0.4	0.4	0.3	0.2	1以下																																																									
アンモニア性窒素	0.4	0.4	0.3	0.2	0.5以下																																																									
COD	2.8	1.9	2.2	2.6	7以下																																																									
全燐	0.046	0.032	0.042	0.034	0.2以下																																																									
		注1) 農業用水の水質分級は、表4-5-27において汚濁程度「0：問題はない」となる基準値。																																																												
		各地点における、生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析結果のまとめを下表に示す。																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価時期</th> <th>評価地点</th> <th>河川名</th> <th>生活環境への影響</th> <th>人の健康への影響</th> <th>農業用水への影響(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">取水期</td> <td>花見橋</td> <td rowspan="4">神宮寺川</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>月見橋</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>向島せき</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>禊橋</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>清水橋</td> <td>井伊谷川</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>落合橋</td> <td>都田川</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">渇水期</td> <td>花見橋</td> <td rowspan="4">神宮寺川</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>月見橋</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>向島せき</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>禊橋</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>清水橋</td> <td>井伊谷川</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>落合橋</td> <td>都田川</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>				評価時期	評価地点	河川名	生活環境への影響	人の健康への影響	農業用水への影響(注)	取水期	花見橋	神宮寺川	◎	◎	◎	月見橋	◎	◎	◎	向島せき	◎	◎	◎	禊橋	◎	◎	◎	清水橋	井伊谷川	◎	◎	◎	落合橋	都田川	◎	◎	◎	渇水期	花見橋	神宮寺川	◎	◎	/	月見橋	○	◎	向島せき	◎	◎	禊橋	○	◎	清水橋	井伊谷川	◎	◎	落合橋	都田川	◎	◎
評価時期	評価地点	河川名	生活環境への影響	人の健康への影響	農業用水への影響(注)																																																									
取水期	花見橋	神宮寺川	◎	◎	◎																																																									
	月見橋		◎	◎	◎																																																									
	向島せき		◎	◎	◎																																																									
	禊橋		◎	◎	◎																																																									
	清水橋	井伊谷川	◎	◎	◎																																																									
	落合橋	都田川	◎	◎	◎																																																									
渇水期	花見橋	神宮寺川	◎	◎	/																																																									
	月見橋		○	◎																																																										
	向島せき		◎	◎																																																										
	禊橋		○	◎																																																										
	清水橋	井伊谷川	◎	◎																																																										
	落合橋	都田川	◎	◎																																																										
		注1) ◎…予測結果から影響はないと判断。 ○…予測結果の影響が軽微であり影響はないと判断。 2) 農業用水基準及び水質分級基準から総合的に判断した結果。																																																												

表5-1-5 続き(その4)

維持管理 目標	水質汚濁に関する維持管理目標の項目を下表に示す。 pH、BOD、COD、SS及び全窒素は1回/月、農業用水基準項目、全磷及びケルダール窒素は3月～9月の期間に1回/月、その他の項目(ダイオキシン類を含む)については、1回/年測定し、記録する。			
	項目	維持管理基準値	項目	維持管理基準値
	アルキル水銀化合物※1	不検出	セレン及びその化合物	0.1以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	ほう素及びその化合物	10以下
	カドミウム及びその化合物	0.1以下	ふっ素及びその化合物	8以下
	鉛及びその化合物	0.1以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	60以下
	有機燐化合物(パラチオン等)	1以下	硝酸性窒素及び亜硝酸化合物	30以下
	六価クロム化合物	0.5以下	ケルダール窒素※2	30以下
	砒素及びその化合物	0.1以下	水素イオン濃度(pH)	6.0～8.0
	シアン化合物	0.1未満	生物化学的酸素要求量(BOD)	平均15最大20以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	化学的酸素要求量(COD)	平均15最大20以下
	トリクロロエチレン	0.3以下	浮遊物質(SS)	10以下
	テトラクロロエチレン	0.1以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	5以下
	ジクロロメタン	0.2以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	30以下
	四塩化炭素	0.02以下	フェノール類含有量	5以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	銅含有量	0.25以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	亜鉛含有量	0.25以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	溶解性鉄含有量	10以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	溶解性マンガン含有量	10以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	クロム含有量	2以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	大腸菌群数	3000個/cm ³ 以下
	チウラム	0.06以下	窒素含有量	平均60最大120
	シマジン	0.03以下	磷含有量	1以下
	チオベンカルブ	0.2以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下
	ベンゼン	0.1以下		
※1 アルキル水銀の法令基準「不検出」は、0.0005mg/L未満であることを表す。 ※2 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析結果により追加した項目。 ※3 大腸菌群数及びダイオキシン類以外の項目の単位はmg/L。				
(注)測定結果は浜松市に報告する。				

表5-1-6 地下水調査結果のまとめ(その1)

環境要因		結果の概要																																																																																																																																																																																																																																																																																	
最終処分場の存在	現況把握	<p>現地調査は、計画区域内6地点及び周辺民家宅井戸2地点の計7地点で、年4回行った。場内地下水調査結果(年間まとめ)を下表に示す。複数の地点で自然由来と考えられる鉛が検出され、No.4では環境基準を超過していた。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>分析項目</th> <th>単位</th> <th>No.1</th> <th>No.2</th> <th>No.3</th> <th>No.4</th> <th>No.5</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="27">健康項目</td> <td>カドミウム</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>全シアン(最大値)</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td><0.1</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>(mg/L)</td> <td>0.005</td> <td>0.006</td> <td>0.008</td> <td>0.016</td> <td><0.005</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.005</td> <td><0.005</td> <td><0.005</td> <td><0.005</td> <td><0.005</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td>0.006</td> <td>0.001</td> <td><0.001</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td>0.0005</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0004</td> <td><0.0004</td> <td><0.0004</td> <td><0.0004</td> <td><0.0004</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.004</td> <td><0.004</td> <td><0.004</td> <td><0.004</td> <td><0.004</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0006</td> <td><0.0006</td> <td><0.0006</td> <td><0.0006</td> <td><0.0006</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td><0.0005</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0006</td> <td><0.0006</td> <td><0.0006</td> <td><0.0006</td> <td><0.0006</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0003</td> <td><0.0003</td> <td><0.0003</td> <td><0.0003</td> <td><0.0003</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td><0.001</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.1</td> <td>0.2</td> <td><0.1</td> <td>0.4</td> <td><0.1</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ふっ素</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.08</td> <td><0.08</td> <td>0.20</td> <td><0.08</td> <td><0.08</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>ほう素</td> <td>(mg/L)</td> <td>0.06</td> <td>0.03</td> <td>0.31</td> <td>0.03</td> <td>0.01</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.005</td> <td><0.005</td> <td><0.005</td> <td><0.005</td> <td><0.005</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>(mg/L)</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td><0.0002</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他</td> <td>電気伝導率</td> <td>(mS/m)</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>46</td> <td>68</td> <td>32</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>(pg-TEQ/L)</td> <td>0.030</td> <td>0.070</td> <td>0.10</td> <td>0.049</td> <td>0.017</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>(mg/L)</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>pH(最小値~最大値)</td> <td></td> <td>8.1~8.3</td> <td>6.7~7.4</td> <td>9.8~10.1</td> <td>6.8~7.3</td> <td>7.8~8.9</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>(mg/L)</td> <td>41</td> <td>5</td> <td>71</td> <td>59</td> <td>33</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table>	分類	分析項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	環境基準	健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	全シアン(最大値)	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと	鉛	(mg/L)	0.005	0.006	0.008	0.016	<0.005	0.01	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.006	0.001	<0.001	0.01	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.1	0.2	<0.1	0.4	<0.1	10	ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	0.20	<0.08	<0.08	0.8	ほう素	(mg/L)	0.06	0.03	0.31	0.03	0.01	1	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	その他	電気伝導率	(mS/m)	32	26	46	68	32	---	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.030	0.070	0.10	0.049	0.017	1	塩化物イオン	(mg/L)	14	4	5	3	5	---	pH(最小値~最大値)		8.1~8.3	6.7~7.4	9.8~10.1	6.8~7.3	7.8~8.9	---	SS	(mg/L)	41	5	71	59
分類	分析項目	単位	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	環境基準																																																																																																																																																																																																																																																																											
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																											
	全シアン(最大値)	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																																																											
	鉛	(mg/L)	0.005	0.006	0.008	0.016	<0.005	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																											
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																											
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.006	0.001	<0.001	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																											
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005																																																																																																																																																																																																																																																																											
	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																																																											
	P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																																																											
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																											
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																											
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006																																																																																																																																																																																																																																																																											
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																											
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002																																																																																																																																																																																																																																																																											
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006																																																																																																																																																																																																																																																																											
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003																																																																																																																																																																																																																																																																											
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																											
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																											
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																											
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.1	0.2	<0.1	0.4	<0.1	10																																																																																																																																																																																																																																																																											
	ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	0.20	<0.08	<0.08	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																											
	ほう素	(mg/L)	0.06	0.03	0.31	0.03	0.01	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																											
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002																																																																																																																																																																																																																																																																												
その他	電気伝導率	(mS/m)	32	26	46	68	32	---																																																																																																																																																																																																																																																																											
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.030	0.070	0.10	0.049	0.017	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
	塩化物イオン	(mg/L)	14	4	5	3	5	---																																																																																																																																																																																																																																																																											
	pH(最小値~最大値)		8.1~8.3	6.7~7.4	9.8~10.1	6.8~7.3	7.8~8.9	---																																																																																																																																																																																																																																																																											
	SS	(mg/L)	41	5	71	59	33	---																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>注1) <は未満値を表す。 注2) 網掛け部分は環境基準を超過していることを表す。 注3) 環境基準等との比較には、シアンについては年間の最大値、その他の項目については年平均値を用いる。 定量下限値未満の結果を含む項目の年平均値については、測定結果=定量下限値として平均値を算出した。 注4) 環境基準の「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた測定方法により測定した当該方法の定量下限値を下回ることをいう。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>また、地質調査結果では計画区域は岩盤帯であることから、深度5~10m以降の深部は難透水層である。浅部の地下水流動方向は下図の通りで、最終処分場の埋立境界付近の流動は、全て場内方向である。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																			

表5-1-6 続き(その2)

環境要因		結果の概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
最終処分場の存在	現況把握	<p>周辺民家宅井戸の調査結果(年間まとめ)を下表に示す。周辺民家(北洞地区及び背山地区)の井戸は浅井戸と考えられ、浅井戸の特徴である大腸菌が検出された。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		分類	分析項目	単位	No.A 北洞地区井戸		No.B 背山地区井戸		飲料水基準	環境基準	最大値	平均値	最大値	平均値	飲料水項目	一般細菌	(個/mL)	230	140	300	140	100	---	大腸菌		検出する	---	検出する	---	検出されないこと	---	有機物(TOC)	(mg/L)	0.4	0.3	<0.3	0.3	3	---	pH値(最小値~最大値)		7.3~7.7	7.5	7.2~7.7	7.5	5.8~8.6	---	味		無味	---	無味	---	異常でないこと	---	臭気		無臭	---	無臭	---	異常でないこと	---	色度	度	1	1	1	1	5	---	濁度	度	<1	<1	<1	<1	2	---	塩化物イオン	(mg/L)	8	6	5	5	200	---	カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.01	全シアン(最大値)	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.001	0.01	検出されないこと	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.01	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	0.05	0.05	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.01	総水銀	(mg/L)	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.0005	0.0005	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	---	検出されないこと	P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	---	検出されないこと	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.02	0.02	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	0.002	0.002	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.001	---	0.004	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	---	0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.001	---	0.04	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	---	1	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.001	---	0.006	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.03	0.03	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.01	0.01	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	---	0.002	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.001	---	0.006	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	---	0.003	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	---	0.02	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.01	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.01	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.2	2.1	0.6	0.6	10	10	ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	0.8	ほう素	(mg/L)	0.01	0.01	0.01	0.01	1.0	1	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	---	0.05	塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002(目標値)	0.002	その他	電気伝導率	(mS/m)	32	29	14	13	---	---	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.022	0.016	0.019	0.017	1(暫定基準)	1	SS	(mg/L)	<1	<1	<1	<1
分類	分析項目				単位	No.A 北洞地区井戸		No.B 背山地区井戸			飲料水基準	環境基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		最大値	平均値	最大値		平均値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
飲料水項目	一般細菌	(個/mL)	230	140	300	140	100	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大腸菌		検出する	---	検出する	---	検出されないこと	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	有機物(TOC)	(mg/L)	0.4	0.3	<0.3	0.3	3	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	pH値(最小値~最大値)		7.3~7.7	7.5	7.2~7.7	7.5	5.8~8.6	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	味		無味	---	無味	---	異常でないこと	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	臭気		無臭	---	無臭	---	異常でないこと	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	色度	度	1	1	1	1	5	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	濁度	度	<1	<1	<1	<1	2	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	塩化物イオン	(mg/L)	8	6	5	5	200	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
全シアン(最大値)	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.001	0.01	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
総水銀	(mg/L)	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.0005	0.0005																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	---	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	---	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	0.002	0.002																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.001	---	0.004																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	---	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.001	---	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	---	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.001	---	0.006																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.001	---	0.002																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.001	---	0.006																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	---	0.003																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	---	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.2	2.1	0.6	0.6	10	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ほう素	(mg/L)	0.01	0.01	0.01	0.01	1.0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	---	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002(目標値)	0.002																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他	電気伝導率	(mS/m)	32	29	14	13	---	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.022	0.016	0.019	0.017	1(暫定基準)	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	SS	(mg/L)	<1	<1	<1	<1	---	---																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>注1) <は未満値を表す。 2) 網掛け部分は飲料水基準を超過していることを表す。 3) 飲料水基準との比較には年間最大値を用いる。 4) 環境基準等との比較には、シアンについては年間の最大値、その他の項目については年平均値を用いる。 定量下限値未満の結果を含む項目の年平均値については、測定結果=定量下限値として平均値を算出した。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

表5-1-6 続き(その3)

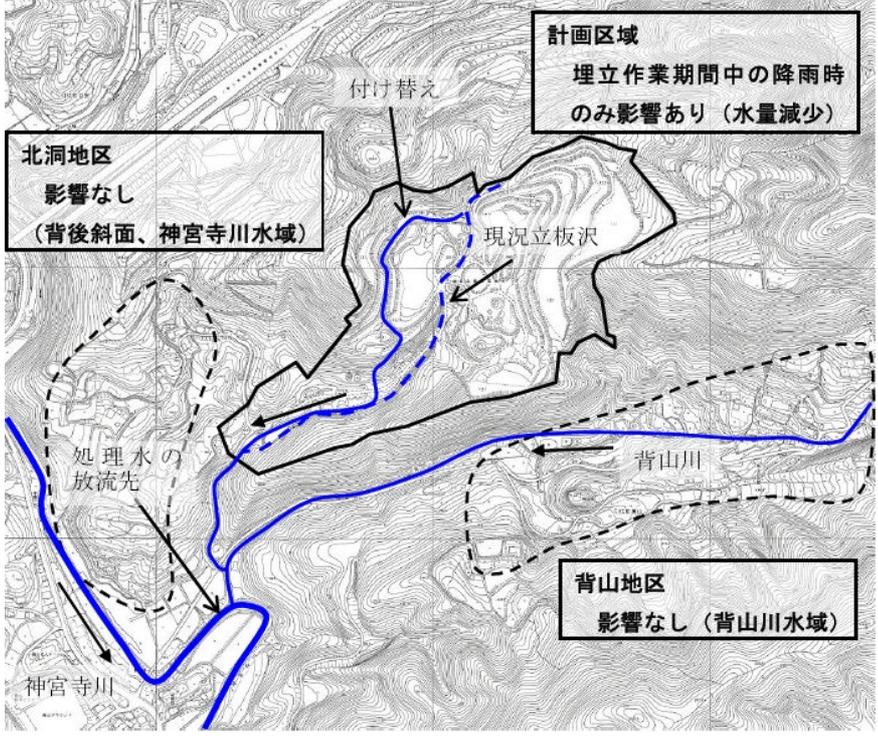
環境要因	結果の概要	
最終処分場の存在	予測結果	<p>予測結果の概要を下図に示す。 地形は概ね現況地形を利用し、地形に合わせて整形はするが地下水の流れを変えるような掘削は行わない計画である。そのため、周辺に及ぼす地下水の水位、流動及び水質の変化はないと予測される。場内では遮水工による降雨時の地下水への浸透量減少が予測されるが、周辺雨水は現況通り浸透及び下流河川へ流入するため、その影響は小さいと予測される。</p> 
基準値	<p>「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の地下水水質基準。</p>	
影響の回避または低減に係る分析	<p>以下に示す地下水保全対策が採用されることにより、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、または低減されるものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">地下水保全対策(最終処分場の存在)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地下水流動保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調整地及び各施設は、浅層地下水の流動を遮断させない構造(根入れ深さ等)とする。 <p>遮水工保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 遮水シートの素材には、化学的・力学的に強い高密度ポリエチレンを採用する。 遮水工の下部は整形し、平らで強固な地形とする。 埋立地では、少量の地下水が想定されることから、地下水の揚圧等により遮水工が破損することを防ぐため、幹線管径600mmの地下水集排水管を設置し、遮水シート下面の地下水を排出する。 遮水工の機能を間接的に確認するため、地下水集排水管によって集められた地下水を電気伝導率測定器による連続モニタリングを行う。 <p>地下水保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ヶ所の地下水観測井戸を設置し、地下水水質に影響がないことを確認する。地下水観測井戸の位置を図4-6-31に示す。 <p>監視計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ヶ所の地下水観測井戸で電気伝導率は1回/月、その他の地下水検査項目は1回/年の測定を行い記録する。 </div>	

表5-1-6 続き(その4)

環境要因	結果の概要																																																																																																						
最終処分場の存在 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	地下水水質は変化しないと予測したことから、現況の地下水水質調査結果と基準値を比較した。その結果を下表に示す。																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>基準値</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アルキル水銀</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td>0.0005未満</td><td>0.0005</td><td>○</td></tr> <tr><td>カドミウム</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.006</td><td>0.01</td><td>▲</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>0.005未満</td><td>0.05</td><td>○</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr><td>ポリ塩化ビフェニル</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td><td>○</td></tr> <tr><td>トリクロエチレン</td><td>0.002未満</td><td>0.03</td><td>○</td></tr> <tr><td>テトラクロエチレン</td><td>0.0005未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.002未満</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.0002未満</td><td>0.002</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.0004未満</td><td>0.004</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.002未満</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr><td>シス-1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.004未満</td><td>0.04</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>0.0005未満</td><td>1</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.0006未満</td><td>0.006</td><td>○</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.0002未満</td><td>0.002</td><td>○</td></tr> <tr><td>トリウム</td><td>0.0006未満</td><td>0.006</td><td>○</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.0003未満</td><td>0.003</td><td>○</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.002未満</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td><td>○</td></tr> <tr><td>ダイオキシン類</td><td>0.044</td><td>1</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	基準値	判定	アルキル水銀	不検出	検出されないこと	○	総水銀	0.0005未満	0.0005	○	カドミウム	0.001未満	0.01	○	鉛	0.006	0.01	▲	六価クロム	0.005未満	0.05	○	砒素	0.001未満	0.01	○	全シアン	不検出	検出されないこと	○	ポリ塩化ビフェニル	不検出	検出されないこと	○	トリクロエチレン	0.002未満	0.03	○	テトラクロエチレン	0.0005未満	0.01	○	ジクロロメタン	0.002未満	0.02	○	四塩化炭素	0.0002未満	0.002	○	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.004	○	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.02	○	シス-1,1-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04	○	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	1	○	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.006	○	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.002	○	トリウム	0.0006未満	0.006	○	シマジン	0.0003未満	0.003	○	チオベンカルブ	0.002未満	0.02	○	ベンゼン	0.001未満	0.01	○	セレン	0.001未満	0.01	○	ダイオキシン類	0.044	1	○		
項目	予測結果	基準値	判定																																																																																																				
アルキル水銀	不検出	検出されないこと	○																																																																																																				
総水銀	0.0005未満	0.0005	○																																																																																																				
カドミウム	0.001未満	0.01	○																																																																																																				
鉛	0.006	0.01	▲																																																																																																				
六価クロム	0.005未満	0.05	○																																																																																																				
砒素	0.001未満	0.01	○																																																																																																				
全シアン	不検出	検出されないこと	○																																																																																																				
ポリ塩化ビフェニル	不検出	検出されないこと	○																																																																																																				
トリクロエチレン	0.002未満	0.03	○																																																																																																				
テトラクロエチレン	0.0005未満	0.01	○																																																																																																				
ジクロロメタン	0.002未満	0.02	○																																																																																																				
四塩化炭素	0.0002未満	0.002	○																																																																																																				
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.004	○																																																																																																				
1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.02	○																																																																																																				
シス-1,1-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04	○																																																																																																				
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	1	○																																																																																																				
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.006	○																																																																																																				
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.002	○																																																																																																				
トリウム	0.0006未満	0.006	○																																																																																																				
シマジン	0.0003未満	0.003	○																																																																																																				
チオベンカルブ	0.002未満	0.02	○																																																																																																				
ベンゼン	0.001未満	0.01	○																																																																																																				
セレン	0.001未満	0.01	○																																																																																																				
ダイオキシン類	0.044	1	○																																																																																																				
	注1) 単位はダイオキシン類のみpg-TEQ/L、その他は全てmg/L。 2) ○…基準を達成可能。▲…基準達成に注意が必要。																																																																																																						
	<p>鉛については、自然由来とされる原因で複数地点から検出されている。環境基準を超えている地点もあり、最終処分場以外の影響(自然由来)で基準値を超える可能性がある。そのため、下図のように溶解性の鉛を分析し、鉛の検出由来を判断する必要があると判断した。現況調査では、鉛は非溶解性(鉱物由来)、最終処分場由来の鉛は溶解性鉛であると予想されることから、基準値超過の場合は、溶解性鉛を測定することを追加した。</p>																																																																																																						
	<p>鉛0.022mg/L</p> <p>自然由来の鉛の場合</p> <p>0.45μmメンブランフィルターで加圧ろ過</p> <p>鉛 0.005mg/L未満</p>																																																																																																						

表5-1-6 続き(その5)

維持管理
目標

維持管理目標の項目を下表に示す。地下水は地下水集排水管、上流側及び下流側の地下水観測井戸で測定する。

地下水集排水管では電気伝導率を常時測定、上下流観測井戸では電気伝導率を1回/月、ダioxin類を1回/年、その他の項目を1回/3ヶ月測定し、記録する。

項目	維持管理 目標値	項目	維持管理 目標値
アルキル水銀	不検出	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
総水銀	0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	1
カドミウム	0.01	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
鉛	0.01	1,3-ジクロロプロペン	0.002
六価クロム	0.05	チナム	0.006
砒素	0.01	シマジン	0.003
全シアン	不検出	チオベンカルブ	0.02
ポリ塩化ビフェニル	不検出	ベンゼン	0.01
トリクロロエチレン	0.03	セレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	ダioxin類	1
ジクロロメタン	0.02	フッ素(*)	0.8
四塩化炭素	0.002	ホウ素(*)	1
1,2-ジクロロエタン	0.004	有機燐(*)	1
1,1-ジクロロエチレン	0.02		

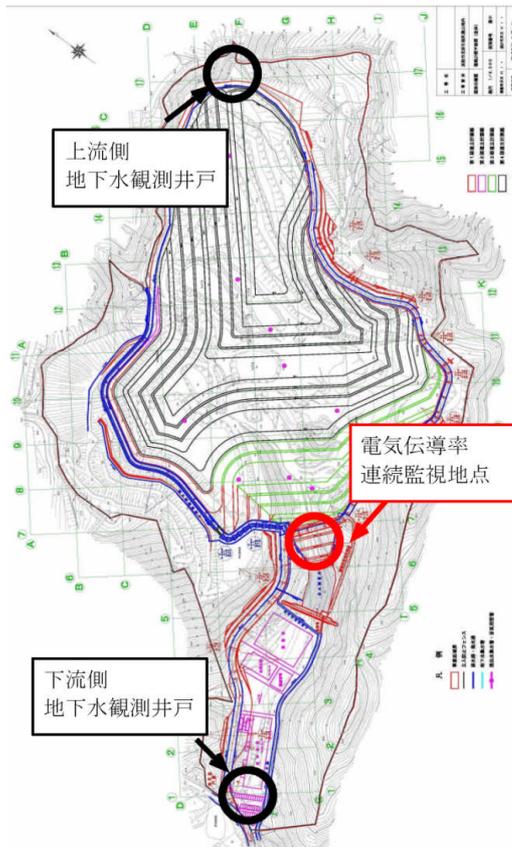
注1)「不検出」とは、アルキル水銀及びポリ塩化ビフェニルは0.0005mg/L未満、全シアンには0.1mg/L未満、有機燐は0.1mg/L未満であることを表す。

2) 単位はダioxin類のみpg-TEQ/L、その他は全てmg/L。

3) (*)は浜松市の指導により追加した項目。

注)測定結果は浜松市に報告する。

地下水観測用井戸の設置場所を下図に示す。



5-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

予測・評価の結果をもとに、施設の設置に関する計画に反映した事項を表5-2-1に示す。

表5-2-1 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

項目	内 容	記 載 頁
		事業計画
大気質	①破砕処理施設内の粉じん等の発生の防止のためミスト散布装置を天井及び破砕機投入部分に設置する。	構造共通基準 (破砕施設)第4号
騒 音	①計画区域敷地境界線の内、特に敷地境界線付近で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所には防音壁を設置する。	構造個別基準 (最終処分場)第1号
	②低騒音型の重機を使用する。	
	③騒音を発生する設備は、防音性のある壁及びシャッターで囲われた屋内に設置する。	
	④壁の内側には吸音材を貼り、騒音の発生を抑制する。	
	⑤屋外設置の設備は、防音ボックスで囲うなどの防音対策に努める。	
	⑥給気・排気消音ボックスを設置し、直接騒音が漏れないようにする。	
	⑦ブロワ、コンプレッサ等の設備は防振架台(防振ゴム)により騒音の発生を抑制する。	
	⑧騒音を発生する設備は、防音性のある壁で囲われた屋内に設置する。	構造共通基準 (破砕施設)第5号
	⑨壁の内側には吸音材を貼り、騒音の発生を抑制する。	
	⑩低騒音型の重機を使用する。	
	⑪計画区域敷地境界線の内、特に敷地境界線付近で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所には防音壁を設置する。	
	⑫破砕処理作業は全て建屋内で行い、車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより外部への騒音の発生を抑制する。	
振 動	①ブロワ、コンプレッサ等の設備は防振架台(防振ゴム)により振動の発生を抑制する。	7 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 (3)排ガスの性状、排水水質、騒音レベルの目標値、処理方法及び確認方法 ③騒音・振動 イ. 最終処分場

表5-2-1 続き

項目	内 容	記 載 頁
		事業計画
悪 臭	①破砕処理施設建屋内にミスト散布装置を天井及び破砕処理施設投入口部分に設置する。	構造共通基準 (破砕施設)第4号
水 質	①浸出水処理設備には、流入する保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる鉄筋コンクリート造りの調整槽を設置することで、排水処理設備への過負荷を抑制する。	構造共通基準 (最終処分場)第5号
	②埋立地の周囲に、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができるポリエチレン製側溝を設置し、浸出水発生量を抑制する。また、1月に1回側溝その他の設備の点検を行い、4ヶ月に1回又は必要に応じて堆積した土砂等の除去を行うことで、その機能を維持させる。	構造管理個別基準 (最終処分場)第6号
地下水	①洪水調整地及び各施設は、浅層地下水の流動を遮断させない構造(根入れ深さ等)とする。	構造個別基準 (最終処分場)第10号
	②埋立地では、少量の地下水が想定されることから、地下水の揚圧等により遮水工が破損することを防ぐため、幹線管径600mmの地下水集排水管を設置し、遮水シート下面の地下水を排出する。	構造個別基準 (最終処分場)第5号

5-3 施設の維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

予測・評価の結果をもとに、施設の維持管理に関する計画に反映した事項を表5-3-1に示す。

表5-3-1 施設の維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容(その1)

項目	内容	記載頁
		事業計画
大気質 (粉じん)	①GPS等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が1箇所集中することを避け、特定箇所からの粉じん発生を防止する。	維持管理個別基準 (最終処分場)第1号
	②強風時(風速5.5m/s以上)には、十分な散水を実施するなどの対策を実施する。	
	③効率の良い作業により埋立作業時間を短縮する。	
	④埋立地周辺の敷地境界線2か所及び破碎処理施設周辺敷地境界線2か所で粉じんの測定を行う。	維持管理個別基準 (最終処分場)第1号、 共通基準(破碎処理施設)第5号
	⑤天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。	共通基準(破碎施設)第5号
	⑥破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等粉じんが発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。	
大気質 (石綿)	⑦石綿含有廃棄物処理等処理マニュアル(平成19年3月環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部)に沿った処分方法を遵守する。また、今後法令やマニュアルが変更された場合、それに準じた処分方法を遵守する。	維持管理個別基準 (最終処分場)第1号
	⑧敷地境界線上における維持管理基準を遵守する。また、年4回、埋立地(発生源)及び風下の敷地境界線2地点にて石綿の測定を行う。	
騒音	①重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。	維持管理共通基準 (最終処分場)第7号
	②低騒音型重機を使用し、アイドルングストップや定期点検を実施することにより、騒音の発生を抑制する。	
	③重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。	維持管理共通基準 (破碎施設)第7号
	④低騒音型の重機を使用し、アイドルングストップや設備の定期点検を実施し、騒音の発生を抑制する。	
	⑤敷地境界線上における維持管理基準(朝:50dB(A)、昼間:55dB(A)、夕:50dB(A)、夜間:45dB(A))を遵守する。	7 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 (3)排ガスの性状、排水水質、騒音レベルの目標値、処理方法及び確認方法 ③騒音・振動 イ.最終処分場 ロ.破碎処理施設
	⑥年1回、敷地境界線上の5地点において騒音の測定を行う。	
	⑦廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。	6.収集・運搬に関する基準(2)
	⑧短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出時間の調整を行う。	

表5-3-1 施設の維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容(その2)

項目	内 容	記 載 頁
		事業計画
騒 音	⑨廃棄物運搬車両の整備点検を十分に行い騒音の発生を抑制する。	6. 収集・運搬に関する 基準(2)
	⑩定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。	
振 動	①重機の稼働計画を作成し、効率の良い作業を行うことにより重機稼働時間を短縮する。	維持管理共通基準 (最終処分場)第7号
	②敷地境界線上における維持管理基準(昼間：65dB以下、夜間：55dB以下)を遵守する。	
	③年1回、敷地境界線上の5地点にて振動の測定を行う。	
	④廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしない、といった指導・教育を徹底する。	6. 収集・運搬に関する 基準(2)
	⑤短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行う。	
	⑥廃棄物運搬車両の整備点検を十分に行い振動の発生を抑制する。	
	⑦定められた搬入ルート、運行管理を厳守する。	
悪 臭	①臭気の強い廃棄物を搬入した場合は、即時覆土を行い悪臭の拡散を防止する。	維持管理個別基準 (最終処分場)第2号
	②GPS等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が1箇所集中することを避け、特定箇所からの悪臭の発生を防止する。	
	③効率の良い作業により廃棄物の埋立作業時間を短縮する。	
	④浸出水処理施設から排出される脱水汚泥の管理は屋内とし、定期的に埋立処理する。	
	⑤天井ミストを設置し、破碎処理施設の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧する。	維持管理共通基準 (破碎施設)第5号
	⑥破碎処理施設投入口にスポットミストを設置し稼働時には常時ミストを噴霧する。また、廃棄物保管ヤード等悪臭が発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予見される場合には必要に応じてミストを噴霧する。	
	⑦建屋内で強い臭気(廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気)の発生が想定される場合、破碎作業等の前に天井ミストに消臭剤を予め添加し噴霧しておくことで悪臭の拡散を防止する。	

表5-3-1 施設の維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容(その3)

項目	内 容	記 載 頁
		事業計画
水 質	①廃棄物受入れ契約前に必要に応じて埋立て基準に適合するか検査分析を行い、適合しない廃棄物については契約を行わないことで高負荷浸出水の発生を防止させる。	維持管理個別基準 (最終処分場)第14号
	②排水項目のうちpH、BOD、COD、SS及び全窒素については1月に1回、農業用水基準項目及びケルダール窒素については3月～9月において1月に1回、その他の項目については1年に1回測定を行い維持管理基準に適合しているか確認し、記録する。	
	③排水処理施設は、重金属反応槽～第二中和槽まで二系統で形成され、原水水質の変動、設備のメンテナンス及び緊急停止等に対応できる構造とする。	
地下水	①遮水工の機能を間接的に確認するため、地下水集排水管によって集められた地下水を電気伝導率測定器による連続モニタリングを行う。	維持管理個別基準 (最終処分場)第9号
	②2ヶ所の地下水観測井戸を設置し、地下水水質に影響がないことを確認する。	維持管理個別基準 (最終処分場)第10号
	③2ヶ所の地下水観測井戸で電気伝導率は1回/月、ダイキソ類は1回/年、その他の項目は1回/3ヶ月の測定を行い記録する。	

5-4 影響範囲

影響範囲を表5-4-1に示す。

表5-4-1(1) 影響範囲その1

項目	影響要因	予測項目	予測結果	影響範囲
大気質	埋立作業	粉じん	予測の結果、埋立地から粉じんの最大増加濃度は風下50mの地点で0.035mg/m ³ 、現況値との合成値は0.089mg/m ³ と、環境基準0.2mg/m ³ 以下であると予測した。	粉じんの最大増加濃度は埋立地から風下50m地点であるが、その濃度は環境基準以下であること、埋立地から50mの範囲には人家はないことから、影響範囲は敷地境界線までと判断した。
		石綿	予測の結果、石綿は敷地境界線で0.06本/L未満と、目標値10本/L以下であると予測した。	影響範囲は敷地境界線までと判断した。
	廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	予測の結果、主要地方道浜北三ヶ日線の道路端で、二酸化窒素の最大増加濃度が0.000647ppm、現況値との合成値が0.016647ppmと二酸化窒素の目標値0.1ppm以下、浮遊粒子状物質の最大増加濃度が0.000065mg/m ³ 、現況値との合成値が0.131065mg/m ³ と浮遊粒子状物質の環境基準0.2mg/m ³ 以下と予測した。	主要地方道浜北三ヶ日線の道路端で、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の最大増加濃度が、目標値及び環境基準の1/100以下であることから、影響範囲は道路敷地境界線までと判断した。
	破砕処理施設の稼働	粉じん	予測の結果、破砕処理施設からの粉じんの最大増加濃度は破砕処理施設から風下110m地点で0.000794mg/m ³ 、現況値との合成値は0.045794mg/m ³ と、環境基準0.2mg/m ³ 以下であると予測した。	破砕処理施設からの粉じんの最大増加濃度は、環境基準の1/100以下であることから影響範囲は敷地境界線までと判断した。
騒音	埋立作業	騒音レベル (L _{A5})	予測の結果、敷地境界線の騒音は最大で昼間:55dB(A)、朝・夕・夜間:38dB(A)と規制基準(朝・夕:50、昼間:55、夜間:45)以下と予測した。	影響範囲は敷地境界線までと判断した。
	廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル (L _{Aeq})	予測の結果、道路端の騒音は65dB(A)と環境基準(昼間:70)以下と予測した。	影響範囲は道路敷地境界線までと判断した。
	破砕処理施設の稼働	騒音レベル (L _{A5})	予測の結果、敷地境界線の騒音は最大で昼間:55dB(A)、朝・夕・夜間:38dB(A)と規制基準(朝・夕:50、昼間:55、夜間:45)以下と予測した。	影響範囲は敷地境界線までと判断した。

表5-4-1(2) 影響範囲その2

項目	影響要因	予測項目	予測結果	影響範囲
振動	埋立作業	振動レベル (L _{v10})	予測の結果、敷地境界線の振動は最大で昼間:58dB、夜間:40dBと規制基準(昼間:65、夜間:55)以下と予測した。	影響範囲は敷地境界線までと判断した。
	廃棄物運搬車両の走行	振動レベル (L _{v10})	予測の結果、道路端の振動は30dB未満と要請限度(昼間:65)以下と予測した。	影響範囲は道路敷地境界線までと判断した。
	破碎処理施設の稼動	振動レベル (L _{v10})	予測の結果、敷地境界線の振動は最大で昼間:58dB、夜間:40dBと規制基準(昼間:65、夜間:55)以下と予測した。	影響範囲は敷地境界線までと判断した。
悪臭	埋立地等からの悪臭の発生	臭気指数	予測の結果、廃棄物の埋立により発生する臭気指数は、敷地境界線で10未満と規制基準の13以下であると予測した。	影響範囲は敷地境界線までと判断した。
			予測の結果、ガス抜き管から発生する臭気指数は敷地境界線で10未満と規制基準の13以下であると予測した。	
			予測の結果、浸出水処理施設から発生する汚泥の臭気指数は敷地境界線で10未満と規制基準の13以下であると予測した。	
	破碎処理施設の稼動	臭気指数	予測の結果、破碎処理施設から発生する臭気指数は、消臭剤散布対策により敷地境界線で10と規制基準の13以下であると予測した。	影響範囲は敷地境界線までと判断した。
水質	浸出水処理施設からの処理水の放流	環境基準項目、農業用水基準項目、ダイオキシン類及びその他の項目	予測の結果、花見橋において、河川水の水質は環境基準以下であると予測した。また、取水期においても、花見橋において、稲作における無被害濃度未満になり、農業への影響は無いと予測した。	影響範囲は花見橋(敷地境界から約500m)までと判断した。
地下水	最終処分場の存在	地下水の水位及び流動の変化	予測の結果、最終処分場の存在による地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、地下水の水質も現状と変わらないと予測した。	影響範囲は敷地境界線までと判断した。